

第七回国会 大蔵委員會議録第十六号

(一一七)

昭和二十五年二月十六日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事北澤 直吉君 理事小峯 柳多君

理事小山 長規君 理事前尾繁三郎君

理事川島 金次君 理事橋本 金一君

理事早稻田清三郎君 理事内藤 友明君

岡野 清彦君 鹿野 彦吉君

佐久間 徹君 高間 松吉君

田中 啓一君 苦米地英俊君

中野 武雄君 西村 直巳君

三宅 則義君 田中織之進君

宮腰 喜助君 木村 榮君

竹村奈良一君 奥村又十郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 石原 周夫君

(主計局長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 山添 利作君

(農林事務官) 安孫子藤吉君

(農地局長) 長村 貞一君

通商産業事務官(通商化学局長) 大沢 用正君

委員外の出席者 大蔵事務官 宮崎 仁君

大蔵事務官 金城 順隆君

農林事務官 後藤 駒吉君

食糧配給公団總裁 梶原 茂嘉君

食糧配給公団副總裁 河野 俊郎君

食糧配給公団理事部長 楠田 光男君

食糧配給公団理事 河野 俊郎君

国民金融公庫總裁 楠田 光男君

国民金融公庫副總裁 久太君

専門員 黒田 文也君

専門員 椎木 文也君

二月十六日

委員神山茂夫君辭任につき、その補欠として木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

二月十六日

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)(予)

同日

綿、スフ織物復元業者に対する復金融資に関する請願(小西寅松君外二名紹介)(第七五九号)

税制改革に関する請願(宮崎靖君紹介)(第七六五号)

戦争関係債の全額政府引受に関する請願(並木芳雄君紹介)(第七九五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

税制改革に関する陳情書(京都市中央区烏丸通り夷川上ル京都商工会議所会頭中野種一郎)(第二九三三号)

株式譲渡の名義書換期間の制限に関する陳情書(甲府市相生町二十二番地山梨証券業協会会長上矢伸次郎外一名)(第三二四号)

戦争関係債の政府引受に関する陳情書(名古屋市愛知県議會議長大見爲次)(第三三六号)

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第七七号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第一八号)

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第二〇号)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

アルコール専売事業特別会計から一般會計への納付の特例に関する法律案(内閣提出第三三号)

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第三五号)

一般會計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案(内閣提出第三六号)

○川野委員長 會議を開きます。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案を議題として質疑を続行いたします。竹村奈良一君。

○竹村委員 現在の米の配給値段と生産者の買上げ値段との開きは、一石に

対して大体二千円ばかりあるのでありますけれども、この開きのあるところのいわゆる中間の経費、これを大体パーセントに見て、たとえば一石二千円なら二千円のうちに人件費が何パーセントに当るといふ統計を詳しく知りたい。わかっている範囲でお答え願いたいと思います。

○金城説明員 今竹村委員の御質問の各費目の率のパーセントは出してありませんが、たしか今お配りしておると思いますが、米の価格を算定いたしましたときには、御承知のように生産者価格は昭和九年から十一年までの正米市場の平均価格をとりまして、それが二

十七円四十六銭となつておりますので、それからいわゆる農家の生産に必要な各資材の値上りを見まして、これをパ

リティーで計算いたしましたおるわけでありまして。昭和二十四年産米の農業パ

リティーが一五六・四三、それからそれを昭和九年から十一年までの平均価格

を昭和二十四年産米の価格となつてお

ります。昭和二十四年産米の価格が、

二十七円四十六銭にかけました価格が、

昭和二十四年産米の価格となつてお

ります。それで一月一日から消費者価格

をそれに伴ひまして上げましたのです

が、それでは昭和二十五年の一月一日

からの消費者価格を、どういふふう

特別会計のすべての経費、及び食糧配給公団の方の配給に関する経費全体を合せたもので計算いたしましたおるわけ

であります。つまり配給をいたします主要食糧のための政府及び公団の支出した総経費を、今度配給いたします総

量で割つて、これを消費者価格とい

してあります。これを一応読んでみま

すと、食糧管理特別会計で昭和二十五

年度に買います米の代金といひますの

は、昭和二十四年産米で昭和二十五

年度に買うものもありません。それから

十五年の米類があります。昭和二十

五年の米がある。輸入食糧がある。

これをみんな見ますと、その買入れ代

金というのが全体で三千六十億になる

わけでありまして。もちろんこの中には、

をきめず、大体普通原則的には十月の初めにきめることになっておりますけれども、二十四年は大分遅れましたが、そうすると次の七月までの分のパリティというものがわからないので、推定でやつております。しかし二十五年にはそれがはつきりいたしますので、その間の値上りを見込みまして、これはあとで追拂いすることになっております。いわゆるバック・ペイでありまして、そのバック・ペイを大体四十億程度と見込んでおるわけでありまして、こういうのが入りまして、要するに米の買上げのために拂われるものが、三千六十三億というふうに見えております。これはお手元に資料を差上げておるわけでありまして、そのほかに諸掛といましては、輸入諸掛として十五億、これは食糧庁が貿易会計から輸入港のシフで買いますので、その輸入チャージであります。

それから次に特別指定倉庫加算額というものが十二億ほどあつてあります。これは政府が米を買いますところは、大体倉庫として政府は買いますが、なつておりますが、倉庫が農村地帯にある場合と、それから駅の近くにある場合とは、生産者が持ち込むための経費が非常に違つて来る。従つてこれを生産者の一番便利な農村で買うということになりますと、倉庫が一ぱいでせつかく供出したとしても、供出できないというふうな状態も考えられるわけでありまして、生産者が供出に便利のいいようなところに、また消費地に輸送が便利のいいような、あるいは生産者が供出には不便であるけれども、政府が消費地に輸送するには便利な駅近くの倉庫に持つて来ていただくため

の加算額として、拂つてゐる額であります。それから次に保管料として五十一億九千四百四十四万ほどあつてありますが、これは大部分は政府が農業倉庫に支拂います保管料でありまして、これは昨日も食糧庁長官から説明いたしましたように、大体農業倉庫の分を七期、つまり三箇月半——これは過去の実績から見まして大体三箇月半保管されているところから、その分を計算しております。それから消費地に参ります分がそのうち幾分かありますが、消費地を大体四期ほど、二箇月ほど保管を見ておりますが、その合計が五十億というふうになっております。

それから次に人件費、事務費として四十億あつてありますが、これは食糧庁の全職員の手給給料とそれから事務費であります。これも去年から比べますと、約一割程度少くなつております。

それから金利として六十一億あつておりますが、この金利というのは、食糧庁が主要食糧を買いますときには、食糧証券を発行いたしましたので、その食糧証券で発行した金で生産者に食糧代金を拂つておきますので、その食糧証券の金利であります。

それから次に輸入食糧容器損料として、わずかでありまして、三億六千四百四十四万ほどあつております。これは輸入食糧を入れてくる／＼まわしてある間に容器がいたんだり何かする関係で、その修繕費とか何とかいうものが考慮されてゐるわけでありまして、その合計から、今度は日本数字の三億二億ほどあつておりますが、總合用の消費価格を算定いたしますときに、政府が取扱つておられます食糧は、總合用以外のもの、要するに原材料にまわる分がありまして、その買入れ代金及びそれに要しました経費を一応パーセンテージであげまして、二百億というものを計算いたし、それを差引いたものが要するに總合用に使われる経費だ、こういうふうな計算であります。

それから食糧公団の経費が二百五十億上つておりますが、これは食糧公団の人員費及び事務費、事業費の總合計が二百五十億になるわけでありまして、その總合計が三千五百二十一億というふうになつておきますので、それを總合配給に配給される数量、これは玄米で計算いたしました五千八百萬石となつております。

これをもう一度今度は価格計算いたしておきます。と申しますのは配給いたしますものは米とか粉とかいふものと、いろいろ／＼種類にわたつておるわけでありまして、これを単純に割りましたならば、何の価格だかわからぬものが出て参りますので、一応米と同じような値段で換算するたに価格比をかけた上で、みな米の数量に直しておきます。そうしますと玄米で直したものが五千八百萬、それをもう一度価格で直しますと五千六百萬となりまして、その五千六百萬で先ほど申し上げました總経費三千五百二十一億というものを割りますと、あと六千二百七十七円五十七銭というものが出来た。これは生産者に玄米で配給された場合の一石の値段というところになります。それで一石から白米が一四一・二キロ、つまり一石はキロで申しますと一五〇キロでありますので、それを今の九四％でつきますと一四一・一キロの白米がとれるわけでありまして、それで割りますとここへ四百四十五円二十銭というものが出来た。それをまるくして四百四十五円になりまして、これが十二月まで施行されておりました四百五十円に比べますと、ちようど一〇・九・八％になります。今竹村委員のおつしやいました各品目別のパーセンテージは出ておりませんが、一応全体で御説明申し上げましたが、あとでパーセンテージは計算して申し上げます。

○竹村委員 あつて計算してもらつてからまたお伺いしたいのであります。が、たとえば一石の白米にすると、一四一・一キロ、こういうふうな計算されることが、こういうことで考えられておるのであります。問題はここに大きな問題があると思ひます。たとえば百姓や生産者から供出させますときには一石四十貫というところでとられる。配給するときはキロ建てでやられる。それで玄米一石四十貫をキロに直した形において配給されておるかどうか。あるいはそこに全般的な数字だと相当大きな数字になると思ひますが、そこに食糧がないかどうか、これをひとつお聞きしたい。

○金城説明員 日本の米は要するに北海道から南は鹿児島まであります。その間に米の品種といふものにも非常に相違があるわけでありまして、今おつしやるように土地によつて重量と容量の差といふものは非常な開きがあるわけでありまして、大体において四十貫は百五十キロといふことで価格は計算いたしておるわけでありまして、實際申し上げますと、土地により、その品種により、あるいは等級によつても容量は幾分差があるわけでありまして、一石の場合もありません。一四九キロが一石の場合もありまして、あるいは一五一キロが一石の場合もありますけれども、大体平均的に見ますと一五〇キロであります。そして従来も一石換算いたしますときには、一五〇キロが大体一石だといふことに常識的なことになっておりますから、価格は一五〇キロ、一石つまり四十貫といふことで計算いたします。

○竹村委員 それでは大体生産者からは等級別に米を供出させておられる。従つて配給される場合には厳密な意味で言いますと、等級別の配給にしなければならぬと思ひますが、それをたとえば本年度なんかは不況であつて、五

等米制度をとられた。従つて五等米も一等米も同じ価格で配給されておるの
でございませうが、これに對しての矛盾
あるはこれに對するところの操作の
仕方をどういふ形でやつておられる
か。おそらくは全国的には消費者に對
するところの非常には不公平が行われ
ておると思ひますけれども、それに対
する操作の方法は一体どうされてお
りますか。

○金城説明員 消費者に配給する場合
には精米して全部同じ価格で配給いた
しておるわけでありませう。生産者か
ら買ひ上げます場合には、おつしやるよ
うに一等から五等米までおの／＼価格
の開きがついておるわけでありませうが、
政府が売却する場合には一応公団に
売り出すわけでありませう。その場合の
価格も前年の検査実績と申しますか、
その比率で全体をならしめた価格、
つまり総買入れ金額を總数量で割つた
平均価格で売つておるわけでありませ
う。従つて消費者としてはある場合に
五等米の配給を受けたといひますと
ば、そういう損が来るというところもあ
りますけれども、また他面一等米のも
のを受けたという場合も考えられるわ
けでありませう。個々の消費者から申
しますと、今おつしやるような問題が
あるかと思ひますが、配給の技術面と
しては一等米から五等米まで区別してや
るといふことは非常に困難でありま
す。それから精米した場合は、
一等米は一等米で精米したとして
も、あと全部を一緒にして配給するとい
うふうにしておられますので、そのさ
やと言ひますか、プールの関係は消費
者全体でいたしておる。従つて政府は
そのために特別に利益を得ておるとい

うことはございませうので、ただ配給
操作をどうせざるを得ないということ
で、そういうふうなやつておられます。
○竹村委員 全国で一年間で事故米等
と言つてなくなるものが一体どれだけ
ありますか。

○金城説明員 配給の操作上見込んで
おりますが、大体一〇％程度を見て
おります。ロスといふのはそれも配給上
でありますけれども、実際の経理上のロ
スはもう少しのことでありまして、大体二
％か三％かの程度のロスがあるとい
うふうに見ておられます。

○竹村委員 いろいろな面は経理面のど
こに出ておられますか。

○金城説明員 配給のロスと申しまし
ても、たとえば輸送する場合に運送
業者の責任になります。それから保管
いたしておられますときのロスは保管業
者の責任になりますので、保管業者か
ら弁償金をとる、輸送業者から弁償金
をとるというふうになりますので、物
としてはロスがありませうけれども、経
理上それは弁償金をとるという建前を
とつておられますので、経理上はロスが
出ないことになっておられます。従つて
予算の編成にあたりましては、ロスが
そう見込めませんので、あるコンスタ
ントのわずかの数字を、蔵入のところ
で弁償金といふことはあけておられます
が、これは決算をごらんになればよく
わかりますけれども、決算上は予算に
あがつておられます。一定の弁償金よ
りも、毎年相当上まわつておられます。
しかし見込みとしてはロスを過ぎない
ものとして一応出しておられます。そう
して予算面にもわずかな数字の弁償金
をとるような形になっておられます。実
際上は倉庫で火災、盗難にあつたとい

うときには、みな倉庫業者が弁償いた
しまして、いわゆる経理面上のそのた
めの赤字は生じないようになつてお
ります。

○竹村委員 本日の新聞を見ますと、
たとえば飲食店等には今度くず米を許
して、使つてもいいというごときにさ
せようといふようなことを新聞で見たの
であります。こういう米はどこから
出て来て、そういうことを本年度はや
らす意思を持つておられるのですか。
○金城説明員 まだつきり決定した
わけではありませう。後ほど長官が見
えてはつきりした御返事をいたしま
す。

○竹村委員 委員長にお願いしたい。
実は引揚委員会から呼びに来ておるの
で、私の質疑は残しておいていただき
たい。

○川野委員長 承知しました。奥村又
十郎君。

○奥村委員 こまかい点について二、
三お尋ねいたします。公団の方にお尋
ねしますが、先日問題になりました代
位配給所、これは先日こまかい御答弁
がなかつたので、全国で何箇所あつ
て、この代位配給所でどれだけ取扱わ
れて、単価どれだけで、どれだけ金の
額になるか。それはこの説明書の中
の項目からその金が出されるかお伺
いたします。

○後藤説明員 代位配給所の数から申
し上げます。総合配給の代位配給所が
一万三百一箇所でありませう。パンの配
給所が一万四千四百箇所、生めん、配
給所が二百九箇所、ゆでめん、配給所
が一千八百七十九箇所、以上が代位配
給所でありませう。それから配給手数料
は予算書の委託事業運営費の中の配給

手数料の科目から支拂われておりま
す。

○奥村委員 先ほどお尋ねしましたよ
うに、数量はどの程度ですか。パン、
めんなどを除いて、主として米麦は代
位配給所の取扱ひの数量及び一俵当り
の数量、その金額がどれだけになるか
お伺ひいたします。

○後藤説明員 総合配給所の配給手
数は四十五円から八十五円の間であ
りまして、ただいま階級別の金額数量等
の調査を持ち合せておりませうから、
後刻調査して差上げます。

○奥村委員 この点につきまして先日
も問題になりましたが、一俵の配給手
数を四十五円から八十五円までの差
別をつけたのは、どういふわけであ
るか。その差別をつける基準をお伺ひ
いたします。

○後藤説明員 大体の總数量から申
しますと、總配給量の、はつきりした数
字を覚えておりませんが、大体二二％
くらいが代位配給によつて配給されて
おるのであります。その二二％前後の
ものの大部分が、従来公団が設立して
からと代位配給であつたのでありま
すが、これは主として農村地区の配給
の分が大部分を占めておるのでありま
す。この代位配給をお願いしてござい
ます。お願いは、農業協同組合等が大部
分を占めておるのであります。その農
業協同組合が大部分を占めてございま
す。従来代位配給におきましては、一俵
四十五円といふことでお願いしておつ
たのであります。御承知のごとく昨
年の九月あたりから元の食糧営団が持
つておつた資産は、現在閉鎖機関にな
つておりますが、その資産処分に伴い
まして、これを代位配給に切りかえて

行くように行つてみたかどうかといふ
案がありまして、そのテスト・ケース
といひまして全国で大体百箇所選
びまして、代位配給のやり方等につ
きましての試験をいたすことになつた
のであります。これは農村地区もあり
するけれども、都市地区にも相当多数選
んだのであります。都市地区の分、農
村地区の分、いろいろを問はず、営団の持
つておつた建物を公団が借用してあり
まして、公団がそれまでの直営配給所
として運営をして参つたものを百箇所
選んで、代位配給所に切りかえたとい
うような経過でありまして、この代位
配給所に切りかえた百箇所につきま
しては、それ専従の職員が専門の仕事と
してやつておられます。その関係もあり
ますし、都市の中にある代位配給所も
あるような関係もありまして、それぞ
れの地方事情に応じまして、これまで
四十五円から八十五円までの間で、事
情に応じての配給手数料を定めて試験
をしておる。こういうような事情であ
りまして、先ほど四十五円から八十五
円までであると申しましたけれども、四
十五円以外の分は、ただいま申し上げ
ます百箇所についての非常に少数のテ
スト・ケースの分でありまして、これ
によつてわれ／＼委託配給手数料そ
の他の試験をいたして参りたい、かよ
うな考えでやつておるわけでありま
す。

○奥村委員 お言葉によりまして、農
業協同組合の代位配給は従来四十五
円、旧営団でやつておつたいわゆる旧
業者はテスト・ケースでやらしておる
のは八十五円、この分もある、こういう
言葉でそこに差別がついておる。これ

は先日も議論になりましたからやめておきます。

退職手当が昨年度は一億も見てなかったのが、今度は特に二十億も増加した。これは公団を来年の三月廃止するから、特に急に退職手当を見込んだ、こういう先日の御答弁であります。が、一人当たり二万六千円を見込んだ退職金の計数の根拠をお伺いしたい。

○大蔵説明員 退職手当は、公団が二十五年度で廃止したとして、二十六年の三月三十一日まで廃止もしくは解散の状態になった場合、今年度予算にあらかじめ想定して計上しておかなければならぬという理由で、実は七万九千九百九十四人に対して計上してございす。算出の根拠は大休月収の二・五箇月分をかけて、二十一億九千三百万円という数を計上してございす。

○奥村委員 物価の関係の方はおりません。昨日お尋ねしましたぬか代は幾らになつておるか。

○河野説明員 現在告示になつておりますので、これを読み上げます。本年一月一日の物価庁告示で三十キロ当り標百九十四円七十九銭、こうなつております。

○奥村委員 そうしますと、予算ではぬが一億六千五百四十八銭ということになつておるの、一月のマル公で行けば百九十四円七十九銭、約三倍に上つておる。そうすると、これはぬか代だけで四ページの副産物収入で四億四千七百円見込んでおるのですが、これが六十五円で換算して四億四千七百円。そうすると、百九十四円に見込めば、約九億から十億の増収になるわけなんです。これをこの際そのように御訂正になるべきはですか、御訂正に

なるかならぬか。

○石原(周)政府委員 今申し上げましたように、予算編成後における価格改訂によりまして上つたわけでありまして、これは歳入予算のこととございす。この歳入予算は一つの見積りでございす。もちろんこれは見積りが適正でなければならぬのであります。が、実行上収入額がふえるということに對して処理をいたしたいと思ひます。

○奥村委員 しかしこれは米価に直接関係があるので、ことしの秋供出米価を算定する場合に、相当こういう金がついて来れば、それだけ米価を下げる事ができる。実行上においてかえると言われましても、われ／＼国会議員としてはこの予算を審議するだけであつて、実行上においてはほとんど審議しない。すでにこれは百九十四円という事になつておるのなら、ここで当然改訂してもよいはずである。改訂して悪い理由はないはずであるが、もし改訂できぬのなら改訂できない理由をお伺いしたい。一億六千五百円はむしろ安くやに安い。それをそのまま予算で見込んでおくという事は、将来非常によくない問題が起ると思ひので特別にお伺いしたい。

○石原(周)政府委員 消費者米価は、御承知のごとく本年の一月から改訂をいたしております。その改訂をいたしました消費者米価の計算におきましては、ただいま御指摘のぬかの代金につきましては、当時その程度に上るだろうという事が予想せられておりましたので、ほとんど同時に決定になつたのでありますから、値上りをいたしたたいたいま御指摘の百九十四円という

価格を見まして、消費者米価はきまつておるのであります。従ひまして実行上におきましては不都合はないのであります。ただ奥村委員が今おつしやいますような歳入予算の計上のいたし方が、実績と食い違つた事態が出て参つたのであります。この点については先ほども申し上げましたように、歳入予算というものは歳出予算と議決の性質を若干異にいたしておる。すなわち歳入予算は見積りであります。おつしやいますように消費者米価に影響いたします点において重大な関係を持ちますが、消費者米価は今申し上げましたような趣旨でできておるもので、一応このままで御審議をお願いいたし考えております。

○奥村委員 これはぬかだけの問題ではありせん。俵の四四二二銭も不当に安いと思ひます。そのほか買入れの品物についても、現在は相当かわつておるが、予算をつくる場合においては、国会で審議しておるときは価格でも見て行つて行くのが最も妥当じやないかと思ひますが、この点は一般的に言つてどうですか。

○石原(周)政府委員 予算を編成をいたしまして、国会で御審議を願つております期間があるのでございす。それから、予算の編成をいたしておりますときは、予算の編成をいたしております時期におきまして、議決を願ひます時期におきまして、積算の基礎になりまします要素がかわつて参ることはしばしばあるかと思ひます。そこでおつしやいますようにそれがかわりました場合に、最近の事態に際してお考えを願ひます。筋道で、原則論としてはおつしやる通りであります。ただその具体的な適用におきまして、実行上支障がなく

できますものと、それから修正をいたさなければならぬものとの両方の場合があると思ひますが、前者の場合、すなわち実行上支障なくやれるものにつきましては、従来も実行上のやり方は政府側でいろいろふにやるといふことによりまして、そのまま御議決を願つておる様に私承知しております。

○奥村委員 ぬかは六十五円、から俵は四円、これは予算編成当時のマル公であつたからやむを得ぬのだ、こういうお話ならいたし方もないが、買入れの方の金庫七十個が四万二千五百円、オート三輪車が十五万円、小型自動車は四十万円、これは時価より相当高

い。これはどういふ価格を基準に置いておきめになつたか。

○大蔵説明員 これは公団の配給所もしくは事務所等使用金庫、もしくは押しか、あるいは運搬用具のオート三輪車、小型自動車を買つたために一億九千万円予定したのであります。ただし單価は当時のマル公によつて決定されておりますが、必ずしもこの予算を実行する面におきまして、マル公を実施するといふことではございせん。たとへば今年この予算が具体化して実行いたします九月あるいは十月に、これをかうといふことになりますれば、その当時のマル公によつて買つたことになりまします。結局この九千万円全部使わなければ、そのまま予備費として残るといふ状態でございます。御了承願ひます。

○奥村委員 食糧庁長官がお見えになりましたのでお伺いいたします。この予算は公団が来年三月で一応廃止になるといふ見込みのもとに、予算をおつ

くりになつたようであります。そういたしますならば、この予算審議に非常に重大な関係を及ぼすと思ひます。で、来年四月の公団廃止以後の食糧の配給についてはどういふ構想を持つておられるか。先日委員がお尋ねしたと思ひますが、はなはだあいまいである。しかしあいまいであるならば、この予算の審議がしにくい。たとへて言うならば、来年の四月以後の配給のやり方によつて、いまさら金庫なりオートバイなり自動車なりに莫大な金を、しかも一般会計から繰入れて買わなければならぬ、あるいは配給用具費に一億何千万円の金をかける、そういう十年も二十年も継続して事業をやるような経費はいらぬはずであります。この点の来年度以後の見通しについてお伺いいたします。

○安孫子政府委員 大政府の方針としましては、食糧配給公団は来年の三月をもつてやめることにいたしておるのであります。そういたしました場合に、配給の形態をどう持つて行くかという事につきましては、いろいろ研究をいたしておるのであります。まだ細目に至るまでの決定を見ておりません。荒筋だけを申し上げますと、末端の小売機構は消費者の登録によつてやつて行く。その次に卸機構の問題が一つあるわけでありまします。卸と申しましても、従来のような卸機構は、現在のように全面的な販賣その他についての管理をやつております際には、自由主義時代の卸の機構とは違ひますけれども、少くとも政府から売り出したものと小売との中間機構というものは、どうしても必要だと思ひます。この機構を複數制によりまして、やはり小売

店舗の登録によつて決定をして行かうかと、このように考へておるわけでありませう。邊境にいたしますと、政府から御機嫌に食糧を売却いたしまして、御が小売と結びついてその現物を流します。この小売が消費者に購入切符によつて配給をして行くというような形態を考へておるわけでありませう。

○農林委員 そうなりますと、おそろく現在の食糧配給公団の備品あるいは貸借対照表にありますように、貯蔵品、什器、運搬具、こういうものは全部に拂ひ下げるということになりそうでありませう。そこで特に今年度において政府からの基本金として九千万円繰入れて、金庫あるいは小型自動車というようなものは、實際買入のはまだ先のことでありませうが、半年ほど使うてすぐ拂ひ下げる。これは非常にはらぬことのように思へますから、この際おやめになつたらどうかと思へますので、お伺ひいたします。

○安藤子政府委員 配給公団の末端機構の運搬用具でありますとか、金庫でありますとか、これは從來も非常に少なくて、いろいろの支障を来しておるわけでありませう。配給の仕事は一日としてゆるがせにできませんので、ぜひ円滑にやつて参らなければならぬ。また現金を扱いますので、これの保管等についても、もし盗難等に及ぶますならば、ただちに国の会計に影響を及ぼす問題になりますので、この問題については十分慎重な態度をもつてやつて参らなければならぬ。そのためにはどうしても備品を充実しなければならぬと考へておられますので、ただいまのお話のように来年四月以降やめになるの

だから、この際それはやめてもいいじやないかというところも、ごつともではありますけれども、現状からいたしますと、どうしてもそれだけの整備をいたさなければならぬと考へております。解散になりましてそのものが決して不要になる性質のものではないが、いまでも、その点は私ども配給の奥情からいたしまして、ぜひこれだけの備品は必要であると思へている次第でございます。

○農林委員 経費の面で各公団予定各目明細書六ページに、備品消耗品費といたしまして五億七千万円を見込んであります。その明細は文具費に二億八千六百万円、図書費に一億六千四百万円、事業雑費に三千三百万円、それから基本金に九千万円、食糧公団にこういう金が一体どういうわけが必要なのであるか。帳簿印刷はまた別に項目があつてこれが一億八千万円見込んである。文具費とか図書費とか基本金、こういうものは公団に必要なものと思へう。しかもこれが昨年よりふえていく。この内容をこまかく、またどういうわけが必要であるかお伺ひいたします。

○大演説明員 食糧配給公団の事務所並びに配給所を合せますと大体二万七千ほどございませう。そこに従事している人員は大体八万人おまして、こういう人たちが毎日配給業務をつかさどつて、配給事務をするためにはどうしても文房具がいります。八万人いるといたしまして、大体この予算の單価としまして二百七十九円になつておりますが、これが二百七十九円見えておりますが、二千五百万円程度の文具類があるのであります。その他用紙ある

いは書籍とかを入れますと大体四千二百七十万円の経費がいりますし、その他事業関係費としまして電気関係とか、あるいは衛器でございませうとか、あるいははますでございませうとか、その他見本用具とかいろいろ入れまして、大体四億八千五百万円という数字が入りまして、これに先ほど御説明いたしました基本金で買入運搬用具とか、そういうものを入れますと大体五億七千五百万円という数字になつております。大体一箇所当りにしまして約二万五千で割りまして、單価としましてはそれより大きい数字ではないかと思つております。

○農林委員 公団の配給所というのは、これは申すまでもなく昔の米屋さんが看板を書きかえたようなものである。それでいかに政府の機関のように文具をとりそろえる、圖書をとりそろえるということはおかしいように思へう。しかも今の御説明によると、文具費、圖書費は四千四百円か三千円のものな話ですが、この項目に書いてあるのは文具費が二億八千六百万円、圖書費として一億六千四百万円です。この内容をお伺ひしておきます。

○大演説明員 四千二百万円は月額で、十二箇月分にしますとそういう数字になります。

○農林委員 この公団の職員に何か特別本でも買つて與えるのですか。

○大演説明員 圖書費でございませうが、新聞、雑誌とかそういう圖書費でございませう。食糧新聞とかそういうものがございませうが、そういうものをかう経費になつております。

○農林委員 實際の仕事は、公団は請負のような形で、その公務員のように

時間をきめてやつておるわけではなし、特にいかに行きましたら、配給といひますれば一月のうちに五日か七日やつて、仕事が済めばほかの仕事をやつておる。それでその家におれば新聞も雑誌も買つておる。それをあたかも公務員と同じような待遇にしておく。何かもうそういうふうになつておるかというところではなしに、借地借家料を七億四千八百万円使つておる。これはおそろく全部昔の米屋さんの家を借りたものとして借家料を拂つて、つまり家賃として六億二千七百万円を拂うておるのではないかと思へう。これが昨年に比べると約倍にふえてゐる。一休家賃は家賃統制令かなんかあるはずですが、昨年より今年が倍近くふえておるといふのはどういふわけですか。

○大演説明員 借地借家料がふえました理由は、昨年代家賃統制令が改正になりました。二、五倍に上つております。具体的に申しますと、地代として、大体土地の面積は三十七万七千坪、家賃として家を借りてゐる面積が四十三万五千七百一十一坪、それから什器備品等を借りたのを入れまして、大体六億二千七十八万円という数字になつて、これはやはり地代家賃統制令の価格改訂によるものであります。

○農林委員 大体各村に一箇所なり、二箇所なだいまお話のように二万ほどの配給所がある。そうすると、ほとんど各村の昔の米屋さんの家を公団が借りたものとして、その家賃を拂うておることになるのですが、そういうことになつておりますか。

○大演説明員 大体配給所は閉鎖機関、旧中央食糧官団の配給事務所を借

りておつて、一応家賃を拂つております。

○農林委員 そうなりますと給料とか、あるいは今の雑誌代、本代あるいは健康保険料その他は、公務員と同じようにもらうだけはもう。しかも給料とか手当、そういうものは先日のお話がありました。公務員の約倍額になつておる。約十五万円くらい、あるいはそれ以上になるのではないかと。今度の退職手当を見ると相当ふえておるが、それでそのほかにも、その家の家賃を拂う。これでは結局国家の機関としてとるだけにとつて、やはり昔の営業のような形を持つて行く、こういうようなことになつてどうも二重の経費、三重の経費が来ておるようと思へう。しかしこれは今ここで申し上げても議論にわたりますから、私の議論を証拠づけるためになお二、三お尋ねいたして行きたいと思へます。

公団には建物はないはずと思へます。この建物修繕費を一億六千万円見込めるのは、一体どれを修繕するのですか。

○大演説明員 公団の事務所並びに配給所は、所有者から賃貸借契約で借り受けまして、その賃貸借契約の條項の中には、使用期間中における破損その他の修理の必要な分は、これは公団が負担することになつておりますので、この修繕費を必要とするのであります。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

○農林委員 たいていは家賃を拂うたら大きな修繕費というものは家主が負担すべきですが、公団はこれは特別うまうやつてあるようですね。

人夫賃に五億二千六百万円を見込んで

でおる。この人夫賃というものは一体どういうものに拂うのか。公団の職員は非常に多過ぎると思うくらいだが、そのほか五億万円も拂うのはどういふ方面にお使いになるのか。

○大蔵説明員 人夫賃五億二千五百万円の内訳を申し上げますと、大体総合配給部門としまして、消費者に配給する部門に使いますものは四億一千二百万円、そのうちには輸送関係とか、あるいは精米所で輸送のために使う人夫賃というのがございます。それから駐在員と申しますか、そういう大休臨時に輸送関係に頼むのを、臨時人夫賃として五億二千五百万円を計上してございます。

○奥村委員 輸送は輸送で運賃が五十八億四角であるし、保管費が見えてあるし、配給手数料は見えてあるし、それでまた臨時人夫というものはその間に非常に重複するように思うが、人夫賃の内訳明細をあとで詳しく印刷をお願いいたします。それから先ほどの文具費、図書費の内訳明細もこまかくお願いいたします。

次に五ページの直営配給費八千九百七十七万円、これはどういふ方面の配給費ですか。

○宮崎説明員 これは公団の直営の配給所がございまして、そこにおいて配給をする、いわゆる代位配給以外の配給所におきます経費でございます。

○奥村委員 そうするとこれは公団の職員以外の者が配給するのですか。

○宮崎説明員 これは公団の職員がやることになりまして、そこにおきまして公団の職員だけでは手が足りませんので、そういうところに人夫

を雇うということになるのであります。

○奥村委員 それは先ほどの臨時人夫賃の方で拂うのではないのですか。

○宮崎説明員 主として直営の配給所で使いますのは、一般の配給よりもむしろ労働配給という面の方が多いのであります。そういった面の経費が大体ここに入っております。

○奥村委員 それも同じ人夫賃でやるのならば、臨時人夫の欄におつけになるべきではないか。どうも各項目を見るとそれ／＼分散して、たとえば先ほどの麻袋の経費六億四千二百万円の内訳を聞くと、また麻袋の手数料だ、あるいは直し賃だと言う。人夫賃もやはりそこに一億円も二億円も入っております。非常にこの予算を見るとわれ／＼としてつかみどころのないことになっているが、それではこの直営配給の数量の内訳をあとから文書でお願いを申し上げておきます。

次に先日お尋ねしてはつきりしておらなかったが、縫糸代が食糧特別会計では百ポンド一万四千八百円、つまり一ポンド百四十八円に見込んでおるし、こちらの方は同じ縫糸代が一ポンド三百四十円で、食糧の方の倍余りの金額で買入れ入る。そういうことになつておつて非常に食い違ひがあるが、この点はどういうことになつておるのではありませんか。

○宮崎説明員 昨日も御説明したところでありまして、食糧の方で言つております縫糸と申しますのは、輸入食糧の入つて参りますときにそれに一緒について参る縫糸を食糧が一応買ひまして、それをさらに公団に売る、こういふための経費であります。ここにあら

つております一億九千万円の内訳といひましては、ただいま述べました輸入の食糧について参ります縫糸以外に、内地産の麻糸を買つておるのであります。これは配給に要します袋と申しますものが相当莫大な量があるのであります。それに対する修繕のために縫糸といひましては、輸入の麻糸だけではもちろん足りませんので、内地産の麻糸並びに綿糸を買つております。これが大体一億二千万円ほどになつております。そういうものを合計いたしまして、さらに補修の布なんかもここに入つておりますが、一億九千万円ということになるのであります。

○奥村委員 それでは食糧の方の容器代のことをお尋ねします。食糧は麻袋代として食糧の未落の方に十四億四角出す、三十五ページ。それから三十一ページにはやはり容器代で三十一億円ほど容器の経費を見ておる。ところが容器の回収代金としてはわずかに四億円の回収代金しか見込んでおらぬ。それはあの方の差引は、それだけ容器代として消耗することになるのか、どういふわけになりますか。

○金城説明員 食糧であつておる容器の關係は、商品費の中で輸入食糧と一緒に参りますスベア・サツクの容器代を一応予算上要求してあげております。そのほか加工費と一緒にあがつておる容器代があるわけでありまして、消耗するといふわけではあります。消耗するといふわけではあります。消耗するといふわけではあります。消耗するといふわけではあります。

○奥村委員 つまり容器代は別に拂うし、それから売る場合には容器代は込みで売つておる、こういうことになるのですか。

○金城説明員 その通りであります。

○奥村委員 商品売拂代に包装資材の内訳の中に、公団は政府加工品の容器代として五億五千二百万円を売り拂うております。つまり公団の収入にしておる。しかしこれはおそらく政府加工品であるからして、食糧から買ひ入れておるはずであるが、食糧の方にはこの五億五千二百万円の容器代は入つておらぬ。そうすると食糧は容器代は込みで売つておるし、公団の方は容器代は新たに金で売つておる。そこに食糧と公団の中に五億万円の容器代が食い違ひておる。こういうことになつておるが、その点を御説明願ひます。

い代金としてみんなあがつておる、こういうことになつております。

○奥村委員 公団は政府加工品の容器代として五億五千二百万円を売り

○金城説明員 公団は政府加工品の

○奥村委員 商品売拂代に包装資材の内訳の中に、公団は政府加工品の容器代として五億五千二百万円を売り

○金城説明員 公団は政府加工品の

○奥村委員 つまり容器代は別に

○金城説明員 その通りであります。

○奥村委員 商品売拂代に包装資材の内訳の中に、公団は政府加工品の容器代として五億五千二百万円を売り

○小山委員長代理 それでは昨十五日本委員会に付託されました物資の割当に關する手数料等の徴収に關する法律を廃止する法律案、及び一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に關する法律案の両案を一括議題といたしまして、まず政府から提案理由の説明を求めます。水田大蔵政務次官。

物資の割当に關する手数料等の徴収に關する法律を廃止する法律案

物資の割当に關する手数料等の徴収に關する法律を廃止する法律案

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基く命令の規定により昭和二十四年度以前の分として物資の割当を受けた者が当該物資を譲り受けた場合及び昭和二十五年分として物資の割当を受けた者が当該物資をこの法律施行前に譲り受けた場合における当該物資に係る割当料の徴収、消印義務、割当料の納付義務若しくは消印義務に違反した行為に対する罰則の適用及び割当公文書の効力については、この法律施行後でも、物資の割当に關する手数料等の徴収に關する法律は、なおその効力を有する。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案

医療施設の用に供するため取得した国有財産又はこの法律施行の際医療施設の用に供せられていた国有財産を、医療施設の用に供するため、一般会計と国立病院特別会計との間において、所屬替又は所管換をしようとするときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條の規定にかかわらず、昭和二十五年に限り、当該会計間において無償として整理することができ、

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○水田政府委員 ただいま議題となりました物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようとしたし、まず趣旨は、従来臨時物資需給調整法に基づき指定生産資材の割当を申請した者、及び割当により当該物資を譲り受けた者に対しては、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律により、それ／＼申請手数料及び割当料を徴収していたのでありますが、最近指定生産資材の割当の統制が大部分の品目について解除され、これ等の手数料等を徴収することが適当でなくなり、また、この際物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を、廃

止いたそうとするものであります。次に一般会計と国立病院特別会計間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

この法律案を立案いたしました趣旨は、一般会計と国立病院特別会計間におきまして、国有財産の所屬がえまたは所管がえを、無償をもつて整理できるようにする特例を開こうとするものであります。すなわち国有財産法におきましては、異なる会計間の国有財産の所屬がえまたは所管がえにつきましても、原則として有償をもちて整理しなければならぬのでありますが、医療施設の用に供する目的で取得いたしました国有財産、または現に医療施設の用に供しておりますところの国有財産を医療の用に供するために、一般会計と国立病院特別会計相互の間で、所屬がえまたは所管がえをいたします場合に、この趣旨に基き、国有財産法の規定の特例として昭和二十五年に限り、無償をもつて整理したいのであります。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

○小山委員長代理 ただいま議題となりました同法案に関する質疑はあつたものと見做して、引續いて食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、これを議題として質疑を続行いたします。木村榮君。

一点だけお尋ねしておきます。公団の予算明細書を見ますと、この収入の方にさつき問題になつたのが六百八十三万六千六百とありますが、これは米ぬかなんですか。

○宮崎説明員 全部米のぬかでございます。

○木村（榮）委員 そういたしますと、政府の方が、食糧公団の方であります。ようか、どつちかなんです。麦ぬか、麦の委託精麦をやっておりますが、あのぬかまたふすま、それからまたぬかい、これはどの科目で収入に入っておりますか。ないようでございますが、あれはただなんです。

○金城説明員 政府が委託加工をいたしておりますのは、麦の關係の製粉と精麦であります。これは加工賃を支拂いますときに、従来の商習慣といひますか、そういう意味で加工賃全体を計算して、それから麦ぬかかなりの公定価格を差引いたものを、加工賃として業者に拂うというふうになつております。

○木村（榮）委員 それは麦ぬかもふすまもなんです。それからぬかいといふのはどうなるのですか。あれは相当食糧管理の方で定めております。米ぬかの中でもぬかいと稱して小さい米がたぐさあるものを、ぬかとは別個な値段で相当定めておりますが、あれも公定価格があるはずなんです。

○宮崎説明員 そうですね。あれは米ぬか、これは全然載つていないのです。これはわずかなものですが、やはり国の会計ともなれば入つて来ればやつぱり入つて来るのですから、載るのとはんとうだと思ふのです。

○宮崎説明員 ただいまの御質問の点のめんざいですが、それはやはり副産物収入の中に入つております。ただこれは非常に金額がわずかでございまして、一応ぬかという科目の中に、予算に載せましたときには含ませて載せてあるわけでありまして。

物収入の中に入つております。ただこれは非常に金額がわずかでございまして、一応ぬかという科目の中に、予算に載せましたときには含ませて載せてあるわけでありまして。

○木村（榮）委員 それから今回電気料金の値上げで、相当この動力關係の経費が上まつて来ると思いますが、今のくらの上まわる御予定なんですか。

○宮崎説明員 電気料金の価格の改訂は、御承知のごとく昨年暮れに改訂になりました。これは地域別に違つた価格になつております。でありますから一律にどこで幾らということをはつきり申し上げることはできないのであります。大体平均しまして三三％程度というところを、この予算には一応織り込みまして、三三％程度の料金の値上げを見込んでおります。

○木村（榮）委員 ではこの予算の中でも、三三％は大体去年より値上りしたものが計算してあるわけですね。

○宮崎説明員 その通りであります。

○木村（榮）委員 それからこれは小さいことなんです。集荷手数料で一俵について二十四円というものは、あれは農林省関係だと思ひますが、町村農業会の場合、町村農業会にはどれだけ行くのですか。

○金城説明員 集荷手数料は集荷取扱業者が参るわけでありまして、これは業者が取扱業者であらうと協同組合の取扱業者でも、みんな一様に一俵二十四円拂つております。

○木村（榮）委員 これは大部分町村農業会がやつておると思うのですが、あれは農業会の倉庫まで持ち込む賃金は

供出者負担ですね。そうなつておりますか。

○金城説明員 政府の買います主要食糧の値段というものは、倉庫渡しで定められておるわけでありまして。ただ検査場所が違つた所で検査をいたしておるといふやうなところも大分ありますので、つまり集荷業者がそれを集めて政府に売り渡すまでの経費ということになつております。従つて倉庫の入庫とか、はいづみとかいふことも一応考慮して、集荷手数料というものはきめられております。

○木村（榮）委員 食糧長官にお尋ねしたいのですが、外国食糧が入つて来る場合、この場合は日本国内の需給關係を考慮に入れて向うの方に折衝なさつて、それに基づいて次々入つて来るのか。それともまたさういつたことは全然考へなくて、輸出国の都合で、先方からいつてもかかつてにこちらの受入れ態勢があるやうなところが、倉庫が空いていようがいまいが、とにかく入つて来るのか。この点はどんなふうになつておりますか。

○安孫子政府委員 年間の計画の作成につきましては、やはり国内の供給力を作定いたしました。その不足数量を外国食糧をもつて充てるといふことで、これは外国食糧なりあるいは外国の市場關係の情報は、私もたゞいまのところ十分に入手し得ない状況にありますが、關係筋と共同作業をいたしておるやうな次第であります。計画の履行にあたりましては、いつごろどの程度のものを入れるかということにつきましても、關係方面と連絡をとりながらこれを実行いたしておるのであります。ただいまお話をございませ

たように、相手国の状況のみによつてこの輸入が支配されておるといふような事情はございません。

○木村(榮)委員 大体最近に入つて来ますものは、ほとんどばら積みのような状態らしいのですが、あれを受取る場合、今のところは船側に積みましたトンの数の重量トンのマークがあるのです。あれで受取つておるのですか。それとも揚げたものを一々袋に詰めます場合に、看貨をしてそうしてそのものを合計したもので受取るのですか。あるいはただ送り状そのまゝ受取るのですか。

○安孫子政府委員 看貨をいたしましたし、倉庫なり、あるいは小麦でありますと製粉工場へ出て行くのであります。が、麻袋に詰めまして看貨をいたしました。これを受取るのであります。

○木村(榮)委員 これは前に私たちが国会から、大阪の製粉業者並びに精麦業者の各工場を視察したときに見たこととありますが、入つて来ますものは非常に粗悪品と申しましょうか、中には石ころとか金くず、そういうものが非常に多くて、製粉業者や精麦業者は機械の故障に悩んでおるといふことを全部訴えておる。これは現に私たちが見て来たのです。最近はそのような状態は幾分緩和されたか。また麻袋なんかが見ますと、ほとんど破損品が多くて、実際入つて来た送り状面と現に加工いたしました受取つたものと、相当違いが多いといふことを各加工業者は一律に言つていますが、そういう点は依然として続いていますか。それとも最近は相当緩和されて来たか、その点承りたい。

○安孫子政府委員 入つて来ますものの品質並びに雑物の関係で、製粉工場等が相当機械をいためておるといふ実情も従来あつたのであります。この点は積出地におきます検査と申しますが、そういうものについてこちら側が積極的に関與ができませんならば、これはよほど問題は案になると思うのであります。また日本の資力によつてコントロールして実行したておるものについての問題であるならば、クレームのつけ方もあろうかと思うのであります。従来主として入つて来ておりますものは、救済資金によつて入つて来ておるものであります。一時ただいまお話のありましたような品質のものもあつて、製粉業者の方からいろいろ苦情の出たこともあつたのであります。その都度私もいたしましては関係方面に実情を訴えまして、産地において積み出す際に、その品質を十分に吟味して出してもらふように、懇請をいたしてはいるのであります。最近におきましてはその点はよほどよくなつて来ていると私は考えております。

○木村(榮)委員 御承知の通り内地食糧の場合は、米の検査その他なか／＼嚴重にやつておると思いますが、外国食糧もただでもらつておるのじやなくて、多額の金を拂つて買つておる。そこで従来のようなことでは私は非常に問題だと思ひます。今はだん／＼よくなつて来たと言われますが、大体どういう検査方法でおやりになるか。従来のような、ああいう食糧はおそらく日本では見たことがない。金くずが入つておる。石ころが入つておる。お話にならぬ。だん／＼今までのような援助物資でなくなつて来るわけで、相当日本としてもこれを受入れるには検査を嚴重にして、その検査の結果不合格なものに対しては、こつちの要求もしなければならぬと思ひますが、その検査方針は農林省として何かお考えになつておるか。または現に相当実施されているか。この点を承りたい。

○安孫子政府委員 昔でありますと、積み地におきましてわれ／＼のところの検査員が直接受入れなり検査をいたしまして、積み出しておつた時代もあつたのであります。ただいまの情勢におきましてはさういふことは望み得ないのであります。しかしやはり正當な品質のものが入ることが、これは商取引の信用の問題にも関係いたしますので、この点にも常に関係方面と接触をして指摘をいたし、この方面の改善に努力をいたしてはいるのであります。實際的な検査機関等もございまして、さういふものを使ひまして、出しますものは契約面と同じような、間違ひのないものを出すといふことについて、各方面の協力を得て改善に努めておるという状況であります。日本側から直接出かける、その辺の受入れをやらぬのであります。それ以外の方法において努力をいたしてはいるという実情であります。

○木村(榮)委員 海上保険などの関係で海損によるものはまあいいでしょうが、さういふた保険以外の損失というやうなものが相当あると思ふのです。今のところ大体どれくらゐのパーセンテージになるのですか。それとも大して問題にならぬ程度のものでないか。

○安孫子政府委員 海損による損失は、お話もございましたようにこちらの関係ではございません。こちらの関係といたしましては、船おろしで受取ることになつております。それ以後の事故にならうかと思ひます。これは、はしけに積みまして、風破のために、はしけがひっくりかえりまして、十トンとか何とか海没を生じた、さういふやうなケースも時々あります。しかし全体的に申しますとごくわずかであります。さう大きな会計上に支障を来すといふようなことはないと考えております。またさうしたものについて、いろいろ／＼取扱業者の方において保険を国内においてかけて、金銭的にこれを解決するといふ状況であります。

○木村(榮)委員 それからこれはほかのことですが、最近各地の状況を見ますと、いもその他配給を辞退いたしましたやうな食糧が相当出て来つたと思ひます。今後さういふことがない方がいと思ひますが、万一さういふものがあつて来て余つたやうな場合、どのような御処置をなさる方針ですか、承りたい。

○安孫子政府委員 一昨年でございまして、かん／＼の配給辞退等によりまして、いろいろ／＼お話もあつたのであります。昨年は幸いにいたしました、かん／＼上等の配給辞退というものはさうなくて済んで来ているのですが、お話の点はいも類のはかにマイロでありますとか、その他の雑穀類についての配給辞退があつたやうな場合にどう処理するか。また、とうもろこしなどについてさういふ問題がございまして、その点をどうするかというお尋ねであらうと思ひます。この点は消費調

査なりによつて、大体の傾向は私どもとしては承知いたしておりますので、たとえば、とうもろこしにつきましては、最も家庭において処理しやすいやうな形において、これを配給いたしてゐるのではありませんか、これをいかに限度がございまして、これをなるべくさういふものは少くいたしたいという努力をして来ているのであります。とうもろこしなどにつきましても、一時二十数万トンの輸入の話もあつたのであります。消費者の立場から考えましてこれをできるだけ押えて、少ない数量にするといふふうにしてゐるのであります。それがいよいよ現場において配給辞退になつたら、それをどう処理するかという問題であると思ひますが、できるだけさういふ事態が発生しないやうに、今努力をいたしております。それから現場においては、これをやはりとりまとめまして、たとえば／＼／＼でありますれば、ほかの工業用途に振り向けるやうな措置で、入つたものを有効に消費いたす方針でやつてゐる次第であります。

○木村(榮)委員 昨年、一昨年もあつたと思うのですが、配給の場合、たとえば麦などを玄麦のまま配給する、こゝろいつたことがあつたのですが、今年は電氣料の値上げとかいろいろ／＼な関係で、さういふた危険性がまたあるのじやないかと思ひます。さういふことに対しては今から相当御盡力なさつておりますか。

○安孫子政府委員 玄麦配給をいたしましたのは、終戦後におきまして非常に需給の操作が数量的に困難を来したわけでありまして、それで加工して配給

の精神に基いてやるものであります。

むしろ現在政府がいろいろ補助いたしてありますのは、変態的な現象である。しかし、もつとさかのぼって災害の予防ということについて根本的な対策を講じて、こういうような災害を全然なくする。最近においてことに災害が非常に多くなつておりますことは、根本的な対策に留意をしなければならぬ。証左だと思ふのであります。従いまして災害予防という点で、今後政府の努力を希望するものであります。なおまたこの保険制度自体について、あるいは保険料につきましても、地域別の問題とかいろいろ問題があると考へる。それらについてはなるべく正常な方向に早く復歸すること、なおまた政府の負担もできるだけ少くすること、というような考へ方で、再検討していただく必要があると考へるものであります。その点はただいまの社会党の討論とは趣きを異にして、おる次第であります。いずれにしても早く正常な方向で、保険制度そのものについてのお考へを願ひたい、かように考へまして、本法案につきましても賛成の意を表する次第であります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまして、本法案に賛成するものであります。

これに對し強い希望を有するものであります。大体この特別会計は独立採算制を基本としてゐるのであります。したが、たゞこの独立採算制である特別会計が一般会計から繰入れるというところが繰込まれております。しかし、今回の場合は特別ないわゆる社会保障制度から考へて、当然の処置とも考へられますが、しかし、最近の全国の

農業災害というものは頻々として起つて参りました。これに對しては政府も昨年度あたりから見ますと、公共事業費の大削減で、水害で荒された河川の改修というものはほとんどなつていなくなつた。しかし、これを放擲しておくと、これは、今後の農村方面の活発なる生産に對しまして、非常な障害となるのであります。十分この点を考慮に入れて、今年度はぜひともこの河川の改修を徹底的にやつてほしい、こういう希望を持っております。

またこの掛金の問題についても、国庫の負担がもう少し増大して行く必要があるのではないか、こういう考へも持っております。また災害に關する末端の調査に關する手不足という点も、これもあります。この拡充もぜひしてほしい。それから保険金支拂いについては非常に迅速に行われていない点もあります。この点も急速に支拂えるような手順にしてほしい。それからまたこれは東北だけの問題であります。東北六県並びに北海道方面の冷害地の單作地帯の農家から特に希望があらまして、ぜひ掛金の問題について、は米の超過価格で取上げてほしい、こういう希望と、それから掛金を冷害地に對して特別減額してほしいという強い希望が申し込まれておるのであります。それから、この点を十分に今後政府にも御考慮願ひたい。こういういろいろ希望条件を付しまして、本法案に賛成するものであります。

○川野委員長 村村奈良一君。

○村村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本法案に強い要望をつけ、賛成するものであります。

最大の原因を探索いたしますならば、これは現在の政府の農業に対する根本的な一つの欠陥だと、私たちは考へておるのであります。その理由をいたしますところは、民主自由党が組閣以來、年々いわゆる公共事業費の中におけるところの災害復旧等についての熱意の欠如、あるいは予算の削減等を通じて、非常に災害がふえておる。その原因がここに現れて参つておるのであります。しかもこれによつてその災害を受けましたものが、實際においてその保険金の支拂いだけをもつて、その災害の負担を充實できない。できないような状態になつておる。今日から考へまして、まず根本的にはそういう対策を早急に樹立されることを特に要望するものであります。なお本会計は独立採算制を旨とすると言われておりますけれども、しかし、そうするのには、そうするところの農業経営というものも考へなければならぬのであります。今日農民諸君に對してとつておりますところの政府の政策から考へても、はたしてこの会計を独立採算制といたしまして、農民自身の掛金によつて運営できるような域にあるかどうか。今日の米価を一つとつて見ても、生産費をはるかに下まわつておる。これはいろいろ面において、あるいは米価審議会においても指摘されたごとく、一石において千円あるいは三千円というような形において、その原価が償われていない。原価以下に買ひ上げてゐるような状態において、農家の経営はできない。いわゆる農業恐慌を前にしてこの独立採算制をとりましますならば、おそらくこれは危殆に瀕するであらうと私たちは考へるのであります。

ます。少くとも私たちの考へ方からい

たしますならば、まず農業経営を實際に引合する程度に維持してのみ、独立採算制が成り立つものである。従つて米価にいたしまして、生産費を償ひ米価にした上においてのみ、独立採算制というものは強調するべきだ、こういう意味からいたしまして、私はむしろこの保険金の負担は農民からやるのではなく、国全体がこれを行ふべきものであると私たちは考へておるのであります。また最近におきますところの国の負担部面以外に、共済組合各府県連合会におきましては、全国において約八億円の借金をしてゐる。この借金を、年々このような状態のもとにおいて激増するところの災害の中に返済して行くというところは、とうてい不可能である。この問題に對しましてもあるいは中金からの融資、あるいは預金部等からの融資を考へているというのであります。けれども、融資を受けたところ、その利子というものが農民の負担になつて来る。つまり、こういう負担が耐えられないものになつて来て、この根本的な対策を早急に立てられることを特に要望いたしまして、そうして根本といたしましてはこの保険金の負担は全額国庫で負担すべきであり、あるいは市町村の職員の給与あるいはまた事務費等にいたしまして、これは全額国庫負担がしかるべきである、ということを特に強調いたしまして、本法案に賛成する次第であります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本法案に賛

成の諸君の起立を願ひます。

○川野委員長 起立議員。よつて本法案は原案の通り決定いたしました。

（議員起立）

○川野委員長 次は失業保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題として討論採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。三宅則義君。

○三宅（則）委員 私は民主自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました失業保険特別会計法の一部を改正する法律案に對しまして、賛成の意を表するものであります。

御承知の通り今日の失業問題につきましては、全国的に金詰まりの問題が起つたり、あるいは企業再建整備の途中にある、あるいは今度の復興につきましてそれに対しまして、この失業業者もあるわけでありまして、二十五年におきましては常時失業保険を受けま

すものが、三十万人という見当でもつてやつておるわけでありまして、いかにいたしまして、なお予備的に十億円の基金を運用しなければならぬということ考へておる次第であります。つきましてはこれに對しまして、この法案によりまして一般会計及び郵政事業特別会計から、さらに積立金をも流用し得るというところに相なつておるのであります。二十五年の積立金の予算につきましても、二十四年度の積立金から流用せられるようにいたしたいというのが、本法案の提出せられた趣旨であると考へております。私も考へます。つきまして、ぜひともわが国の現今の失業者を救済せしめるためには、あるいは

公共事業費その他の事業を通じまして、これらの失業者の少くなるようにはかりたいということを、強く現内閣に要望いたしておるわけであり、これがこれに付きまして本法律案は適当なるものと認めまして、原案に賛成する次第でございます。

○川野委員長 田中継之進君。

○田中(繼)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本案に對しまして政府に對し重大なる警告を付して、賛成の意を表するものであります。それは現内閣が失業問題をきわめて甘く見てゐるということであり、昨年の第五国会におきまして政府がわれ／＼の反對にもかかわらず、むりやりに強行いたしました定員法による首切り整理を初めとして、政府がわれ／＼の反對のドッジ・ラインに忠実に従つておるといふ名のもとに、現に國民に押しつけつつある極端なデフレ政策の結果は、企業の大中小を問わず、著しくその経営を困難に陥れておるといふ見地から、政府事業、民間企業を問わず、相當の人員整理が行われつつある実情であります。それに対しまして政府の失業対策は、この失業者を出さないところの、結局労働に對する有効需要を増大せしめるというような施策の面において政府のとりつゝある対策は、きわめて不十分である。そういうことがやまひりこの失業保険に關する政府の処置にも現れて參つてゐるのであります。われ／＼の見るところでは、来年度において政府が失業保険特別会計の歳入不足のために、大体本年度と同額の一般会計からの繰入れを行おうとするところに、本改正法案のねらいがあるわけであり、これは根本的に今

申した政府の失業対策、ことに失業保険の面について、政府の認識が十分でないことを補うための最小限度の処置でありますから、われ／＼はこれに對してあえて反對するものではないのであります。この際われ／＼が政府に強く警告しておかなければならない点は、これはただいま可決になりました農業災害保険にも現れており、その他社会保険制度全般に現れてゐるやうに、政府がみづからいふ／＼社会、経済上の災害が起り、また失業が起るやうな種をまいておきながら、それが起るとは失業とあるいは農業災害とか、その他の社会的な災／＼不幸な出来事となつて芽をふいて来る。この芽を刈取ることに對しての施策が十分でないという点でございます。われ／＼は政府が現にとりつゝある経済政策全般について、根本的な反省を要求するとともに、その反省の上に立つて、日本の再建の基礎である日本の労働生産力を確保するといふ見地に立つての施策を強力に進め、その一環としての失業保険制度の充実、こういうことではなければならないと信ずるのであります。さらに失業保険それ自体につきましても、現在の保険料についても、われ／＼はこれまたあらゆる社会保険に對しては、当然国家がその責に任すべきである、こういう建前の上に立つて、保険料の問題について、國庫の負担の増大に向つて政府が一段と努力することを、強く要求するものでございませう。

なおこの機会に、われ／＼は日雇いの労働者いわゆる土建労働者の失業保険の問題について、政府に對して強く要望をいたしておきます。日雇いの労働者

に對しても失業保険の適用を見ることが相なつたのであります。現在の方法では、その目的が完全に有効に達せられるとは、われ／＼認められないのであります。まさに極論いたしますならば、有名無実にとしといふ言わざるを得ないのであります。こうした日雇いの労働者は勢ひ失業という不幸な社会的事実の上に立つて、失業救済の事業に多く従事しなければならぬ。その意味において、現在のわれ／＼の社会におけるきわめて気の毒な人々であるのであります。もちろん就業時間あるいは就業場所等が、他の労働者に比べますならば安定性を欠いてゐるという点があることは事実でございますけれども、そういううちに就業場所また就業の時間等に安定性を欠いてゐるだけに、これらの人々に対する失業保険制度の充実した形における実施ということが、強く要望せられるゆゑんであります。それから、その意味におきまして今後政府においては、日雇いの労働者の失業保険の充実の点について、格別の努力をしていただきたい。

最後に希望を付しておきたい点は、今回の歳入不足の補填にあたりましては、二十六億圓はこれを従来の積立金から歳入補填に転用する意味の予備費にまわす。こういう構想に相なつてゐるのであります。この失業保険における積立金というものは、これはその運用にあつては、過去のいわば蓄積であります。関係から、こうしたものに政府がたよるといふ行き方ではなくて、他の部面における國費の節約によつて、この失業保険の積立金をただち、これを今後発生を予想せられる失業保険給付の増大に一時的に間に合せ

て行くような、そういう便宜的な手段は、できるだけ政府は避けるように努力しなければならぬ。以上の諸点を強く希望として申し述べまして、本案に賛成するものであります。

○川野委員長 富腰喜助君。

○富腰委員 私は民主黨を代表しまして、あとで申し述べる希望條件を付して本案に賛成するものであります。大体この失業を出さうという状態は、これは結局経済政策が不十分であるといふ点から起るのであります。たとへば長期資金の獲得のために株式市場がある。こういう場合にドッジ・ラインの忠実なる政策の結果、こういう経済状態を招来した。株価は下落する。そして株式の増資または新規会社の株を發行する場合に、なか／＼その引受手が無い。それがために長期資金の獲得に困難である。そのために事業の採算がとれなくなつて／＼失業を出す。こういうやうな観点に立ちますと、これもあまりにも忠実なドッジ・ラインを堅持する關係じやないかと考へます。それから昨年度の暮れに、こ入れ資金として百億を証券界に出したのであります。銀行に預託してこの操作をやつたのであります。大体はこれはほとんど市中銀行から日銀のふところに入りまして、一般の産業資金とならないで、銀行から銀行の手に渡つたといふやうな状態でありまして、これもあまりに経済政策がふまじめな政策に終つたといふ結果になるのであります。こういうやうなことから来るこの失業といふものは、この失業保険をやる前に十分これを検討して、多くの失業者を出さぬやうな対

策を研究する必要があると思つております。またこの法案に關しまして、社会保険制度の立場から言いますと、大いにこの制度は歓迎しなければならぬ案ではあります。この保険の運用についても、十分今後御注意を願ひたい。また今後起るところの行政整理の問題についても、あるいは機構改革だとか機構の廃止だとか、いろいろやうな状態で、また失業者を出す状態になるのではないかと、いふ心配もあります。この点も十分考慮の上、今後失業者を出さぬ方針でこれを改革してほしい。まだたくさんあります。この点で私は以上の希望條件を付しまして賛成するものであります。

○川野委員長 竹村良一君。

○竹村委員 私は日本共産黨を代表いたしまして、希望條件をつけて賛成するものであります。まず社会黨の田中君からも指摘されましたが、失業対策をやるといふにしても、その前提をなすものは、失業者を出さないといふことを原則とした経済政策が行われなければならぬこと、言をまたないことでもあります。しかし今日の状態を見ますと、政府の考へておるところの失業者数と現実の失業者の数は、大きな開きがあるのであります。従つてこの保険制度だけでは非常に不満足である。これだけでは決して失業者に對するところの完全な対策とはいへないのであります。まずこの一例を申し上げますならば、いろいろありますけれども、たとえば農村におけるところの潜在失業者数についても、政府は言を左右にしておられますけれども、少くとも二百万以上はあるとわれ／＼は考へておるのであります。

す。またいわゆる引揚者に対するところの就職の問題、その他いろいろの問題がおおむねこれ失業者の増大になつておる。このことをわれわれは考えますときに、今日日本において失業者をどん／＼充満させて、失業対策を積極的に立てるじやなし、失業者をそのまま放置の形に置いておくというところは、結局において日本は危険な状態のもとに置かれて行くのではないかと、われわれは危惧したのであります。

失業者の増大は、結局においていわゆる経済政策の失敗によるところの中小工業や工業者の倒産を通じて、失業者がでるのでありますけれども、これを防ぐためにというので、往々にして極端な国家主義者の利用によつて、あるいは戦争への道を、この失業者を防ぐんだという形において、いわゆる軍需工場等を超したらしいじやないかというような考え方をもち、その宣伝の具に供される点が非常に多いのであります。しかもこの失業者の保険の給付の点を考えてみても、少くとも六箇月たつたならばこれは切れる。その後において就職の道がなかつたならば、その人たちは別な日雇い等を行つたらいいのでありますけれども、その失業対策で十分でない、そういう面において積極的な対策がなされておらない。なお日雇い労働者の失業保険の問題につきましても、これは大阪府の統計でありますけれども、日雇い労働者からとりましたところの保険金、これを今度給付する場合においては、いさ／＼な条件を付して、その一割ぐらゐしか給付されてないという事実があるものであります。そういうような点を改善されることを特に希望いたします。

しまして、本件に賛成するものであります。

○川野委員長 討論は終結いたしました。

これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

【総員起立】

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次は国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題として討論、採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。竹村奈良一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたします。本法案に反対するものであります。

まず反対をいたします第一の理由は、本法案におきまして大体見返り資金で三十億圓を融資して、国有林のいろいろな施設を行うということになつてゐるのでありますけれども、見返り資金そのものの使用につきましても、われわれ／＼国民としていろいろ考えなければならぬところの重大な問題であると思ふのであります。たとえ見返り資金はあたかもアメリカの援助である。国民の中にはこれは返還しなくてもいいというような考えが、強く流布されておるのでありますけれども、こ

こでいさ／＼質疑の点から考えますならば、本見返り資金といふものはやは完全な債務である、こう言われておる。そういうしますと、この債務を現在まで統計的に考えますならば、われわれの考えでは見返り資金を含めて現在日本の債務となる、つまり返還しなければならぬものは、おそらく一兆

四、五千億になるのではないかと私は考えるのであります。この膨大な債務、この膨大な借金政策こそは、日本の真の経済的な独立への将来の道を塞ぐものである。従つて見返り資金をさへわれわれ／＼入手したならば、返還しなくていいのであるというような考え

方から非常に粗末に使われておる。このことはわれわれ／＼は、将来の日本の講和條約締結後における日本の経済再建のためには、大きな障害になると考へるのであります。しかもこの国有林に對しましてはいろいろ／＼な経営の面において、あるいはこれを監督する面におきましては、国有林に對するいろいろ／＼な腐敗と不正があることが巷間伝えられておる。これに對して常にこれを厳正に行うべき政府の監督たるや、われわれ／＼としては非常な不満を持つておる。そういうことにおいてしか

も借金政策においてこのことを考へる。しかもそれがあたかも援助のごとく考へられておる面においてそういうような政策をとる、そういう施設をやるといふことに對しまして、われわれ／＼は全面的に反對するものであります。

○川野委員長 前尾繁三郎君。

○前尾委員 私は民主自由党を代表いたします。本法案に賛成の意を表するものであります。

ただいま共産党の竹村君から反對の討論がありました。それは本法案とは全然關係のないことであります。本法案は林業試験場を一般会計に移すという話でありまして、国有林野事業は国の会計であります。その中にこういうものが入つておれば当然いろいろ／＼な財産關係が不明になるというもので、

○川野委員長 田中綱之進君。

に移すという点においては、当然の措置だと考へる次第であります。そのは見返り資金の問題については、ただいまいろいろ／＼お話がありました。もちろんこれがただちにアメリカからの贈與だとはわれわれ／＼も考へておりました。しかし見返り資金がとにかく現在の戦争によりまして荒廃したわが国の状況として、何らかの意味で資本の復興といふことが必要である限りにおいては、早急に復興を急ぎますためには、いづれにしても借金をしなければならぬ。そういうような意味合いにおきまして、アメリカから参ります見返り資金は依然として援助であり、借金にいたしましたものでわれわれ／＼としてこれを活用して、将来当然返し得るような事業に對してこれを使うといふことは十分の意味がある。従ひまして国有林野事業といふものにつきましても事業会計をはつきりして、そうして将来何らかの意味でこの見返り資金が十分活用せられるという態勢をつくり出すことは、これまた必要なことであります。

そういうような意味合いからいたしまして、本法案といたしましては試験場のようものを一般会計に移すといふことで、それだけの十分な意味があると思ふのであります。ただ一点経過規定として有償に取得しましたものは、試験場に無償で使用せるといふような規定がありますが、私はなるべくこれも早く原則的に解決された方がいいのではないかと、そういうような気がいたしますので、その点だけ御注意というところでありまして、御注意申し上げまして本法案に賛成の意を表するものであります。

○田中(綱)委員 私は日本社会党を代表いたします。本法案に對して賛成の意思を表明するものであります。

一本法案の改正の要点はきわめて簡単なことでございます。従来この特別会計にありました林業試験場を本特別会計からははずして、一般会計へ持つて行つた方が適當だろうという政府の判断に基いて、これを改正しようといふのでありますから、この改正自体にはわれわれ／＼は別に反對する理由を見出さないという消極的な立場からではあります。賛成をするのであります。

ただこゝで言いたいのは、林業試験場を、この国有林野事業特別会計から一般会計へ移すということによりまして、今後林業試験場の機能が十分に発揮されるように、政府として考へなければならぬという点でございます。もちろん国有林野事業特別会計それ自体が一応独立採算制の建前に立つておりますけれども、これはいわゆる公共的な性格を強く持つておるものであります。當利事業ではございません。

従つてその点から申しまして、従来から林業試験場をこの特別会計に置いてあつたがゆゑに、特に林業試験場が充實されたといふことにはわれわれ／＼見ないものであります。しかし特別会計におきまして相當の収益が上げられるというようなことになりますれば、一面これがこの特別会計の中に置かれておるならば、そういう方面からの林業試験場の充實といふこともはかり得るという便宜もあつたればこそ、従来これを特別会計に置いておつたのではな

いか、かようにわれわれ／＼は考へるのであります。企業的な性格を持ち、また運営をやらなければならぬ特別会

計に移すという点においては、当然の措置だと考へる次第であります。そのは見返り資金の問題については、ただいまいろいろ／＼お話がありました。もちろんこれがただちにアメリカからの贈與だとはわれわれ／＼も考へておりました。しかし見返り資金がとにかく現在の戦争によりまして荒廃したわが国の状況として、何らかの意味で資本の復興といふことが必要である限りにおいては、早急に復興を急ぎますためには、いづれにしても借金をしなければならぬ。そういうような意味合いにおきまして、アメリカから参ります見返り資金は依然として援助であり、借金にいたしましたものでわれわれ／＼としてこれを活用して、将来当然返し得るような事業に對してこれを使うといふことは十分の意味がある。従ひまして国有林野事業といふものにつきましても事業会計をはつきりして、そうして将来何らかの意味でこの見返り資金が十分活用せられるという態勢をつくり出すことは、これまた必要なことであります。

そういうような意味合いからいたしまして、本法案といたしましては試験場のようものを一般会計に移すといふことで、それだけの十分な意味があると思ふのであります。ただ一点経過規定として有償に取得しましたものは、試験場に無償で使用せるといふような規定がありますが、私はなるべくこれも早く原則的に解決された方がいいのではないかと、そういうような気がいたしますので、その点だけ御注意というところでありまして、御注意申し上げまして本法案に賛成の意を表するものであります。

○田中(綱)委員 私は日本社会党を代表いたします。本法案に對して賛成の意思を表明するものであります。

一本法案の改正の要点はきわめて簡単なことでございます。従来この特別会計にありました林業試験場を本特別会計からははずして、一般会計へ持つて行つた方が適當だろうという政府の判断に基いて、これを改正しようといふのでありますから、この改正自体にはわれわれ／＼は別に反對する理由を見出さないという消極的な立場からではあります。賛成をするのであります。

ただこゝで言いたいのは、林業試験場を、この国有林野事業特別会計から一般会計へ移すということによりまして、今後林業試験場の機能が十分に発揮されるように、政府として考へなければならぬという点でございます。もちろん国有林野事業特別会計それ自体が一応独立採算制の建前に立つておりますけれども、これはいわゆる公共的な性格を強く持つておるものであります。當利事業ではございません。

従つてその点から申しまして、従来から林業試験場をこの特別会計に置いてあつたがゆゑに、特に林業試験場が充實されたといふことにはわれわれ／＼見ないものであります。しかし特別会計におきまして相當の収益が上げられるというようなことになりますれば、一面これがこの特別会計の中に置かれておるならば、そういう方面からの林業試験場の充實といふこともはかり得るという便宜もあつたればこそ、従来これを特別会計に置いておつたのではな

いか、かようにわれわれ／＼は考へるのであります。企業的な性格を持ち、また運営をやらなければならぬ特別会

計に移すという点においては、当然の措置だと考へる次第であります。そのは見返り資金の問題については、ただいまいろいろ／＼お話がありました。もちろんこれがただちにアメリカからの贈與だとはわれわれ／＼も考へておりました。しかし見返り資金がとにかく現在の戦争によりまして荒廃したわが国の状況として、何らかの意味で資本の復興といふことが必要である限りにおいては、早急に復興を急ぎますためには、いづれにしても借金をしなければならぬ。そういうような意味合いにおきまして、アメリカから参ります見返り資金は依然として援助であり、借金にいたしましたものでわれわれ／＼としてこれを活用して、将来当然返し得るような事業に對してこれを使うといふことは十分の意味がある。従ひまして国有林野事業といふものにつきましても事業会計をはつきりして、そうして将来何らかの意味でこの見返り資金が十分活用せられるという態勢をつくり出すことは、これまた必要なことであります。

そういうような意味合いからいたしまして、本法案といたしましては試験場のようものを一般会計に移すといふことで、それだけの十分な意味があると思ふのであります。ただ一点経過規定として有償に取得しましたものは、試験場に無償で使用せるといふような規定がありますが、私はなるべくこれも早く原則的に解決された方がいいのではないかと、そういうような気がいたしますので、その点だけ御注意というところでありまして、御注意申し上げまして本法案に賛成の意を表するものであります。

○田中(綱)委員 私は日本社会党を代表いたします。本法案に對して賛成の意思を表明するものであります。

一本法案の改正の要点はきわめて簡単なことでございます。従来この特別会計にありました林業試験場を本特別会計からははずして、一般会計へ持つて行つた方が適當だろうという政府の判断に基いて、これを改正しようといふのでありますから、この改正自体にはわれわれ／＼は別に反對する理由を見出さないという消極的な立場からではあります。賛成をするのであります。

ただこゝで言いたいのは、林業試験場を、この国有林野事業特別会計から一般会計へ移すということによりまして、今後林業試験場の機能が十分に発揮されるように、政府として考へなければならぬという点でございます。もちろん国有林野事業特別会計それ自体が一応独立採算制の建前に立つておりますけれども、これはいわゆる公共的な性格を強く持つておるものであります。當利事業ではございません。

従つてその点から申しまして、従来から林業試験場をこの特別会計に置いてあつたがゆゑに、特に林業試験場が充實されたといふことにはわれわれ／＼見ないものであります。しかし特別会計におきまして相當の収益が上げられるというようなことになりますれば、一面これがこの特別会計の中に置かれておるならば、そういう方面からの林業試験場の充實といふこともはかり得るという便宜もあつたればこそ、従来これを特別会計に置いておつたのではな

いか、かようにわれわれ／＼は考へるのであります。企業的な性格を持ち、また運営をやらなければならぬ特別会

計からこれをはずすということに對し
ましては、われ／＼は別に反對をいた
しません。しかし一般會計に移しまし
た林業試驗場——日本の治山治水の獨
点から見まして、また木材その他のい
わゆる林産物の増強をはかるという点
から見まして、林業試驗場が持つ任
務というものはきわめて重大でありま
すので、政府におきましてはこれを一
般會計に移した機会に、この林業試験
場が真に日本の——非常に山岳の多い
ところであり、それに林業に従事して
生計をささえておる国民も多数にわた
りますから、そうした国民の利益を積
極的に増進させる見地に立つて、林業
試験場の充実に、政府として格段の努
力をすることを強く要望するものであ
ります。

なお国有林野事業特別會計が、予算
書によりますと三十億円の見返り資金
を受入れて、これを運営して行くとい
うことになることは、本委員会におけ
る本案の審議の過程において明白にな
つて來てゐることではありますが、こ
の点に關しましては別途この見返り資金
三十億を、国有林野事業特別會計に繰
入れすることに關する法律案が出るこ
とで、この点に對する論議はその機会に
実は譲りたいと思つておりますが、
ただこの機会に、国有林野事業特別會
計の運用にありましてわれ／＼が強く
要望しておきたいことは、いわゆる國
有林の拂下げ問題につきまして、とも
すれば政治的な圧力のもとに行われる
という事実があるものであります。そう
したことは国民全体の所有に屬します
国有林野に關しまして、一部の階層の
者とその国民全体の利益なり財産が独

占せられるというような事態に相なる
のであります。この点につきまじて
は、国有林野事業特別會計の運営に當
る政府當局として、特に注意してもら
わなければならぬ点であります。同
時に、最近における災害等の非常に多
く發生する点から見ますならば、国有
林關係におきましても森林資源の培養
ということに重点を置きまして、積極
的に造林、植林の面にこの特別會計に
おきましても重点を指向して運営され
なければならぬ。この二点をこの機
會に国有林野事業特別會計の運用につ
いて希望いたしましたして賛成するもの
であります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宣慰委員 私は民主黨を代表しまし
て本案に賛成するものであります。

本特別會計は獨立採算制を採用しま
して、一昨年度からですか、一般會計
から特別會計に組みかへになつたので
あります。これも当時私はこの營
林關係については、あるいは營業的な
材木屋のような状態になるのじやない
かという非常な心配を持つておつたの
であります。その後の状態を見ます
と、大体黒字採算ということになりまし
て、非常にわれ／＼も喜んでおつた大
第であります。そこでこの獨立採算制
から考えまして、その設備からこの林
業試驗所を一部だけ除外するというよ
うなことは、本来の獨立採算制から考
えれば非常に不合理のようにも考えられ
るのであります。この問題については
いろ／＼な議論もありません。しかしこ
れは一應健全なる林野行政上當然な処
置としてお考えになつておる關係上、私
もこれには賛成するものであります。
しかし今後この見返り資金等で、林道

の開発とかあるいは植林等をなさいま
して、もう少し積極的に活躍してほし
い。聞くところによりますと木材の輸
入、それからまた南方からチーク材の
輸入等が考えられてゐるということも
聞いております。これは林道の開発と
かあるいは植林によつて防止すること
ができます。またブナ材の開発などを
やれば、輸入材の防止もできるのじや
ないかと考えてゐるので、見返り資金
の運用については特に林道開発とい
うことに十分意をこめて、この方面に
積極的なつていただきたいというこ
とを考えまして、今後この森林試験場
の關係においても、治山、治水の關係
もありまして十分検討いたしまし
て、この植林關係とか、あらゆる研究
を行われる試験場でありますので、特
に積極的にやつていただきたいまして、こ
の林野行政の上にとつても明るい面を
開いていただきたいと思ひます。

○川野委員長 討論は結局いたしまし
た。これより採決に入ります。

【賛成者起立】
○川野委員長 起立多数。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次は国民金融公庫法の
一部を改正する法律案を議題といたし
ます。本案に對しましてはすでに質疑
打ち切りになつてゐるわけでありま
すが、特に川島委員からの希望もござ
いますので、川島委員に質疑を許しま
す。川島君。

○川島委員 まことに恐縮ですが、討
論に入ります前に、特別に若干の質問
をさせていただきますと思ひます。

○川島委員 まことに恐縮ですが、討
論に入ります前に、特別に若干の質問
をさせていただきますと思ひます。

まず私の伺ひたいことは、
この国民金融公庫というものは昨年の
開設であつて、しかも政府は昨年十八
億の資金をこの公庫に投資したのだ
であります。が、實際は庶民金融にす
でにその当時十二億の返済をすべき債務
を負つておつたので、資金として實際
に運用されるものはわずか六億内外で
しかない形になつたのであります。昨
年における一般庶民の金融も、本年と
まざるとも芳しくない逼迫の状況にあつ
たときに、さうな僅少な資金の投資
で、はたしてよく民生の安定を目標と
するこの国民金融公庫の設立の趣旨が
達成できるかどうかということにつき
ましては、われ／＼はきわめて強い疑
問と主張を持ち続けて参つたもので
あります。

そこでまずお尋ねをいたしたいのは、
十八億出資をして開設いたしました国
民金融公庫の昨年中における——まだ
年度中途であります。が、この金融公庫
をたよりとして申し込まれました金融
を受けたという希望するところの人員は
どのくらいあつたか。そしてそれ
に対してどのくらい公庫は口数にして貸
付をいたしましたか。それからあわせて
いでお伺ひいたします。限度は五千万
円ありますが、五千万円以下の貸付のもの
があつたかどうか。その五千万円と五万
円以下との比較はどういうふうな計算
になつておるかということ、まず一
点としてお伺ひしておきたいと思ひま
す。

○橋田説明員 お答え申し上げます。
昨年六月出發いたしましたから十二月
末までの間に、全国の二十の店にいら
つしやいまして正式に申込みをなさ
しました件数が約五万件でございます。

そのうちで金額にいたしますと約三十
五億に相なります。資金として調査
その他の結果お貸出しのできましたの
が一億二千万、金額にいたしまして約
七億一千万円余であつたと存じます。
それでもおわかりになります通り、大
体において平均が七万円か八万円とい
うところでございます。件数から申
しまして五万円、十万円、十五万円
というところに大体集中いたしてあり
ますが、金額的に申しますと二、三万
円の小さなものから五十万円、ないし
昨年の暮れからは限度を増額いたされ
まして、個人の場合には一件、普通の
場合は五万円、特別の場合には十万円ま
でできる。それから連帯の場合におき
ましては普通の場合は五十万円まで、
特別の場合は百万円までできるという
ぐあいに、限度の引上げが国民金融審
議会の審議の結果政府から認めを願
ひましたので、かた／＼最近におきま
しては五、六十万円という大きなこ
ろまでございまして、總体としていま
すと先ほど申し上げましたように五万
円、十万円、十五万円というところに
集中いたしてあります。パーセンテ
ジの方はまだ詳しく何万円、何パーセ
ントというふうにはできておりません
が、それでも大体おわかりにならうと
思ひます。御了承願ひます。

○川島委員 七億一千万円の貸出しだ
そうであります。が、前年度の予算から
見ますと自己資金貸付が六億五千は
ど、それから更正資金の貸付が五億、
合せて十一億五、六千万円という予定
になつておりますが、その十一億もあ
る予定に對して七億一千万しか貸出し
が實際にできなかったというこの關係

は、どういふ事情でございませうか。

○棚田説明員 たいだいま七億一千万と申し上げましたのは生業資金だけでございませう。従いまして更生資金の方は申し上げませんでした。更生資金の方は別に予定通り参つております。

○川島委員 そうするとこの予定は六億五千のところを七億一千出した。しかも希望の件数は五万件に達してございませう。かかる実際の調査の結果貸し出したものは一万二千件にしか上つておられない。残る三万八千件に及ぶ多数の庶民の各位においては、どういふ事情でこの貸出しが不可能になつたのか。そのおもなる事情を、簡単によろしいから二、三点列挙してほしいと思ふ。

○棚田説明員 先般も御説明申し上げたのでございませうが、大体遠くへ申しまして全体のお申込みは、私どもも拝見いたしますと何と申しますか便乗的とも申しませうか、お申込みをなされれば何か資金の割当の抽籤でもあるやうなおつもりで、簡単に考へて窓にお越しになる方がいらつしやるやうに見受けまが、大体それが二割見当に當るやうに今までのところ記憶いたしております。あと八割見当になるのでありますが、その中では法律によつて独立して事業を営む意思を有して、しかも適切な事業計画を持つておられるにもかかわらず、普通の金融機関から資金の御調達でございませう。そういう方に対しては貸出しするわけでありませう。従いまして私どもの見方といたしまして、この二つの要件が、独立して事業を営む意思を有しておられ、しかも適切な計画を持つておられるかどうか。この将来の貴重

な資金を御活用くださいますと、十分にこれを利用してお育ちになつて行くという客観的な何かございませう。それが資金だけを御融通申し上げましてもその他の事情で、たとえば資材の入手の関係でありますとか、あるいはその販路の関係でありますとか、あるいは何かその他の理由によつてどうもおぼつかないと思われる方、こういうふうな大体二つにわかれるのでございませうが、それが大体半々の見当になるのではないかと、いさういさうに観測いたされませう。大体約五万件のうちで一万二千件ということになりませうのは、私どもとしては十分に御調査——と申すのはどうかと思ひますが、お越し願つてお話をとつくりとひきをかかれて伺ひましたり、またお宅に伺つたり、また工場の現場を拜見させていだいた結果、このお方ならばあらゆる意味において大事な資金を十分に御活用でき、しかもお仕事がこの上とも伸びて行くに相違ないという認定ができるものから、順々にお貸付をしておるといふ状況であります。ただ同時に何分にも資金が思つたよりは少いのであります。予算に現われませんでした面よりは、弾力係項によりまして貸付の回収金は、それをそのまま予算を超過しても貸付ができるという條文がございませうために、過去において庶民金庫の貸し付けました資金が約五億四千萬ございませう。その回収が大体順調に行つておりましたから、それをつけ加へまして、昨年末までには大体七億余の貸付ができた次第であります。それをもつてしても、私の感じではもう少しありませう。十分な貸付がでないといふことは、日夜痛感いたしておるの

であります。大体さういふうごいに感じております。

○川島委員 二十四年度の回収貸付金は、予算においては一億二千六百万円ほどあります。この回収の成績が順調だといふお話がございませうが、まだ年度に幾らか余裕がありますので、どの程度になつておりますか伺ひたい。

○棚田説明員 たいだいま回収と申しましたのは二口にわかれるのであります。一つは庶民金庫時代に無盡会社あるいは市街地信用組合等に対しまして、中央機關業務をいたしております。その場合に對金融機關の貸付が約五億四千万ございませう。その回収はほとんど済みました。それが新しい生業資金の貸付資金として使われておるわけにございませう。それから六月以降の貸付につきましては、大体月賦といふことを原則といたしておりまして、毎日何がしかずつ御返済を願つておるので、この十二月末までの累計が約一億二千万円見當に上つておると思ひます。これも百パーセントちゃん／＼と御返済願つておる状況でございませうので、先日も申し上げたことではあります。そういう状況から考えましても、私どもも貸付が当初の計画通りに、きわめて有効に行われていくといふ一つの証になるのではないかと考へられまして、非常に喜んでおるということをお報告申し上げる次第であります。

○川島委員 もう若干聞きたいのです。先ほどのお話の貸付金の七億一千万円といふものは、希望者に対して資金にもう少し余裕があれば、さらに一万二千件以上の貸出しができたのであらうが、七億一千万円にとどめたのは、結局においては資金が僅少である

がための事情によつて、この程度にとどまつたのではないかと考へるのですか、その点はどうなんですか。

○棚田説明員 大体資金がいま少し潤沢でありましたならば、いさういさう貸出しが可能であつたらうし、また十分にそれが御利用願へたであらうといふことは、貸出し当局的私どもとしては痛感いたしておるところでございませう。

○川島委員 そうすれば、今の五万件に對する一万二千件の残り三万八千件の中で、資金さえ余裕があればもう少し広く貸付ができたであらうといふことを、お認めになつたのであらうと思ひますが、今度の十二億の増資によりまして、昨年の六月以来からの申込みの事情、または現在もすでに相當の申込みが殺倒し、それが滞留されておる面が多いと思ひます。この十二億程度の増資によつて、一休需要に對してどの程度の貸付ができると思つておられますか。

○棚田説明員 来年度二十五年度におきましては、新たに政府から御支出願ひます十二億、それから回収を大体六億と見込んでおりました。過去約半年余の経験から御当局にはしば／＼申し上げ、御当局もある程度おわかりになつておることと思ひます。大体年間私どもから見まして、三十五億から四十億見當は必要ではないかといふくらいに考へられるのでありますが、その半分見當になるのではないかと考へます。ただいさういさうな意味合いからいたしまして、御当局の方におきまして

でも、たとえば預金部の資金でありますとか、その他の資金の御活用について、私どもの方の貸付資金としてそれを御利用なさるといふことについて、いろいろお考へになつておられるといふ話でありますので、さういふことが一日も早く実現しますことを、私どもとしましては希望いたすものでございませう。

○川島委員 さらに伺ひますが、今度の十八億の自己資金貸付で、總裁のお話のようにまつたくそれは二階から目録といつた感があるじやないか。一体この十八億をかりに五万円一口として計算いたしましたも、全国で二十五年中貸せる口数といふものは三万六千、この三万六千を都道府県に割当てますならば、一府県別七、八百人の者しかこの国民金融公庫の利用がでないといふ実態である。おそろしく今日の中小商以下に営業者あるいは事業者の資金の需要は、金融機關に耐えることのできない件数で、数十万件に上るとさういふ／＼は想像しておる。さういふときにあつては五万円平均といつたとしても三万六千口、いわんや十万円、二十万円といふ口があるとすれば、三万円程度あるいは三万円以下といふ形にもなるのであります。実際の商業者たちの資金の需要に應じたとはほとんど言えないやうな形であつて、国民金融公庫がせつ／＼設立されても、その使命が十分に達成できないことはきわめて明らかな事柄であります。その意味におきまして、こ

とに總裁は政府に對してその点について十分の折衝を遂げたものと、私は思つておるものであります。さういふ新しい出資金十二億以上の資金が獲得

裕金が二百万円、合計二十七億八千万円が充てられておるわけでございます。私どもは今回の改正法によりまして、国民金融公庫がこの金融難を打開するために万全の策を講じて、われわれ国民大衆から喜ばれるようにしてもらいたいということを強く期待したいと思います。

以上の諸点をもちまして、私どもはこの国民金融公庫の一部改正法案に対して、賛成の意を表する次第であります。

○川野委員長 川島金次君。

○川島委員 政府は口を開けば中小企業の金融の打開、そうして財政によつてデフレ的な現象を救うことに熱意ありと、口頭では開明いたしておられますけれども、今もつて中小企業に対する積極的な果敢な施策も行わず、しかもその中小企業の金融に対する無能な政策の結果といたしまして、さらに小企業、小企業者に次第に強力な力が寄せられて、今や中小企業の金融は、まったく救うべからざる事態に入つたのではないかとさえ言われておる事実であります。財政政策の均衡予算はさることながら、その均衡予算を実施するがために、一方においてはまじめな、しかも必要な中小事業が破産、倒産の浮目にあひ、その数が今や漸次多く全面的に広がつて来ようとしたしておりますことは、政府といえどもこれまた認めざるを得ない現実の姿であるのであります。こういうときにあたりまして、昨年設定せられました国民金融公庫の精神は、言うまでもなく一般市中銀行にたよることのできない小企業者、小企業者の窮状を救うことが重大な設立の使命であり、それが精神

であるはずであります。しかるに昨年より本年にかけてさらに、金融難は逼迫を告げまして、ただいま申し上げましたように全国的に中小事業、営業者の倒産、破産を見ておると、今日の事情に当面いたしておりながら、政府が国民金融公庫に対して新たに融資をいたします資金は、わずかに十二億という僅少な額である。かくのごとき金融政策をもつていたしましては、とうてい日本の産業の基礎をなすところの中小企業、及びそれに準ずる小企業及び営業者の存立は、きわめて危殆に瀕するといふことは明瞭に言い得られるところでございます。この点につきまして政府はもう少し目を、全産業及び最も窮乏の底にあひでおりますところの中小企業、及びこれに準ずる事業の打開に対して、積極的な施策、積極的な熱意を持つべきであるといふことを、私どもは強く警告をいたすものであります。しかしながらせつかく出て参りましたこの十二億も、なきにまさるものとわれ／＼は考えまして、本案に賛成するものでございまして、どうぞ今後政府はさらに国民に公約いたしました民生の安定の線に向つて、しかしこのデフレ的現象の犠牲となつておられますところの中小事業の救済のために、さらに積極的な熱意を持つべきであるといふことを重ねて強く要求いたしまして、本案に賛成をいたす次第であります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまして、本案に賛成するものであります。今日の金融難の状態を見ますと、一般の大衆は原則として市中銀行に借りに行くのであります。市中銀行はなが

なかこれに依じてくれません。しかるに国民金融公庫が昨年度開設されました。本年度も改正案を本院に上程されておるものであります。この全体的関係についてはわれ／＼は賛成するものであります。しかし、資金の面については消極的ではないか。またもつと更生資金なり生業資金の範囲を拡大してほしい。またこの更生資金の中には一人一万五千円というような、現代の時代にはあまり不向きな金額もあつたので、これをもう少し上げてほしい。こういう希望を持つのであります。また厳格な選定によつてまじめな気持をもつて事業をやる人々に対してはぜひ融通してほしい。それから往々にしてこの資金が生活面に流れて行く危険が多々あると思ふのであります。この面について十分国民公庫も御指導願ひまして、小資本が合同して共同企業なりあるいは合作社みたいな企業体をつくることを積極的に奨励しまして、なるべく資金の活動範囲を広くして、なるべく資金の活動範囲を広くしていただく、こういうようなことにぜひ国民公庫當局に御指導願ひたいといふことを希望いたしまして、本案に賛成するものであります。

○川野委員長 木村榮君。

○木村委員 御承知のように国民金融公庫は、庶民金融公庫と恩給金庫とが発展的に合併いたしました。国民金融公庫として国民の金融に貢献するといふ目的で昨年発足いたしました。が、その後の状況を見ますと、当初の目的のような方向へはうまく発展していません。政府の統計を見ても、昨年一月から九月までの間に、日本の小工場だけでも七千工場以上が閉鎖をいたしました。このための失業者だけでも二

十四万人出でる、こういったことがはつきり出ております。しかもその大部分の原因は、七〇％までは金融難であるといふことを政府の統計自体が明示しておるのであります。こういったときにあたつてそれにまた加えて引揚者あるいは小さい商売人というような、能力は持つていながらしかも金融の面で融通が受けられないから何もできないというような人たちが、全国にたくさんあることは私が申し上げるまでもないことだらうと思ひます。そういうときにあたつて、この公庫が果た役割はきわめて重大であると思うのですが、今までよりもすずめの涙ほどでもふえましたから、あえて反対するわけには行かないから賛成いたしますが、しかし今年度予算を見ても、たとえ債務償還の面などにおいては歴大なものが計上してある。こういうときにあたつて国民金融公庫の方にはほんのわずかな金が増えるといふことは、この逼迫いたしました日本の一般国民の金融状態には、おそらく大した貢献はできないと思ふ。しかし増額したよりはいいわけでありまして、減つたよりはいいわけでありまして、しかし増額を見ますと非常にこぼこである。では、市街地信用組合などが代理業務をやつておられますけれども、いかに条件をつけてなか／＼貸さない。こういったことはほんとうの趣旨に沿わないと思ひます。そういう点を改善していただきたい。そして各県に少くとも駐在員あるいはそういう役割を果すような者を置きまして、そういうことすらもまだ知らぬ者がたくさん

おりますから、そういった点を市街地信用組合その他と連絡いたしまして国民に知らしめて、国民の中からこの公庫の資金をふやしてもらうような運動を起すというやうなことを特にやりたいと思つていますが、こういう点も御勘案になつて、ひとつ今年は国民金融公庫の意義を積極的に国民の間に御宣伝なさると同時に、もつと増額なさるやうな方針を立てていただきたいという希望条件を付しまして、賛成をいたそうと思ひます。

○川野委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

【議員起立】

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次は開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題といたします。本案に對しても質疑終了となつておるわけでありまして、田中委員から質疑の申込みがございましたので、特にこれを許します。簡単に願ひます。

○田中委員 連合審査会と並行的に本委員会が開かれておりましたために、質問ができませんでした。この問題に關連してぜひ政府当局にただしておきたい点がございまして、特に委員長にお願いいたしたのであります。山添局長もお見えのやうであります。三、四点伺つてみたいと思ひます。終戦後の食糧事情の窮迫事態の中に、政府は開拓計画を立てて今日に至つたのであります。この間われ／＼は開拓計画は非常な成功を収めたと思ひ

ておるのでありますが、政府当局においては過去の開拓計画というものについて、どういふふうなお考えをお持ちか、本年度の予算を立てられたかという点について、まずお伺いしたいのであります。かような御質問を申し上げることは、ほかでもないものであります。が、この開拓資金通特別会計の二十五年年度における貸付金の総額が、前年度より約七億数千円円の減少を見ておりますが、何ゆゑ政府は二十五年年度において十三億三千〇〇〇円のもので、この開拓計画を推進して行くとお考えになったのか。二十四年度より減額した根拠について、率直にお答えを願いたいと思ひます。

○山添政府委員 御承知のように開拓者に対する資金の融通は、三年間にかけて貸してあるわけでありまして、しかして三年たつと償還が始まるという点に相なりますが、昭和二十五年年度におきましては、新しい入植者を一万戸と予定しまして計算を立てております。反面に、昭和二十一年あるいは昭和二十二年に入りましては、二十五年年度からは金の貸付が切れるわけでありまして、全体としての戸数が少くなるので、そういう点で金額上減少いたしましたわけでありまして、それから一戸当りに貸し付ける額につきましては、物価に応じてスライドして参ります。従つて最近のようにだんだん高くなつて参りますれば、増額をいたすわけであつて、増額をしております。

○田中(鐵)委員 その点はわれわれの手元に配付されたこの資料によりまして、年々ことに内地においては戸数がふえていくということも、検討しなければならぬのであります。これは

二十五年年度において入植戸数を一万戸と立てたというところに原因があるように思ひます。私も察しておつたのであります。そこで私が最初に伺ひましたように、大体開拓計画というものは成功したと見てゐるのか。それともこういうふうなものか。どうでもよいとお考えになつておられるのか。その点について局長の所見を伺ひたいのであります。

○山添政府委員 開拓が成功したかといふ点については、必ずしも不成績だつたとは思ひませんが、緊要開拓計画を立てた当時の計画から見ると、當時は百五十万町歩見当開拓するといふ考へでございまして、現在まで土地を収買したものは、あるいは国有林の保管転換等を受けたものを入れますと、おおよそ百二十万町歩になつておるのであります。その中で開墾できるものは七割程度の面積かと思ひます。と申しますのは、実際に畑にいたすほかに薪炭林、採草地等もございまして、そういうことになつておるのであります。実は私も農地局の方に参りましたのは新しいのであります。それまでの考へ方としては、開拓者が苦しみでもあつたのではないかと、感じを、率直に言ひますと持つておつたのであります。開拓者自身の生活につきましても、当初入りましてからおおよそ三三年程度経過いたしました。おおよそが、開拓地に行つて、開拓者の諸君と直接会つていろいろ話を聞きますと、おおよそ前段に光明を認めた、よくやく基礎ができた上つたというように見受けられるのであります。この点につきましても、開拓を知らざる者が

考へておりましたようなことはないといふふうな考へておるのであります。何にいたしまして現在実際に定着しているものが、十四万戸前後だと考へるのでありますが、そういう開拓にはかなり金がかかるわけでありまして、道路をつくらうとか水を引くとかいふような仕事におきまして、これは予算の關係上なかなか思うにまかせません。開墾自身は二十五年年度の予算で、おおよそ半分程度は行くはずになつて、おおよそ半分の建設工事の方には、これよりも見劣りをいたして、おおよそ一戸建てますが、やはりまだ四万戸くらいは不足をいたしてゐるという点で、今度の開拓政策をいたしましては、やたらに戦線を拡張して行くといふことよりも、すでに入つておられます多数の人たちの生活を安定せしめる、既存の開拓地を充実して行くといふところに、重点を置いて進みたいという考へであります。申すまでもありませんが、元來開拓といふことは農政として、根本問題の一つでありまして、ある時期に開拓をやむを得ない時期にはやむを得ないような性質のものではございせん。戦後は食糧の關係その他多くの海外からの引揚者の關係等、非常にスケールを大きくしたのでございまして、今後の考へ方といたしましては、既存の開拓地を充実して行くといふことに重点を置いて、あとは恒久的な意味において堅実に開拓地を拡張して行くといふ考へ方を持つております。

○田中(鐵)委員 戦後農林省が本格的にこの開拓問題を取上げましてから、

この開拓によつて造成せられた耕地面積、あるいは開拓民の建てました建物、そういうふうなものを評價いたしますと、大体どの程度のものが生み出されておられますか。またそれに対して政府の方で直接的融資、あるいはいろいろな補助金等の名目で幾ら出されておられるか。その点についてひとつ数字的に御説明を願ひたい。山添局長はどこの気がねをするのか知りませんが、開拓政策の成功のことについてきわめて謙遜の態度で申されておるのであります。が、われわれは日本の戦後の農業における開拓政策のきわめて顯著なる功績をたたえたい立場にありまして、その点についてひとつお示しを願ひたいと思ひます。

○山添政府委員 今のバランス・シートは実はつくつたものがあるものであります。が、手元に持つておりません。私が謙遜の言ひに言はれましたが、実は私の責任上から申しますと、本来ならばものと／＼予算をもらわなくては十分でないものであります。従つて現在の開拓者の諸君に對しまして、私の立場から申しますと、実は予算的に十分感を感じておるのであります。開拓政策そのものは農政の根本的な問題でありますので、確實なる計画のもとにあつても進めるといふことにはかわりはないわけでありまして、○田中(鐵)政府委員 われわれが推定いたしましたところによりまして、終戦後の開拓によりまして新しく生み出されたものは、相当の金額に達するのであります。それに對しまして政府が資金的な面やいろ／＼な面においてカバーしました部分は、われわれに渡された資料の中にも図解入りで入つておるの

であります。が、わずかに七一%、私はこれは今日これらの開拓に従事した人たちが努力して参りましたものに対して、まだ／＼政府としての援助が足りない、かように考へておるのであります。そこで山添局長も予算をもつとはいふ言ひたつたことによつて、われわれは了解できるのであります。が、前年度に比しますと多少一二十一年当時融資した古い部分が返還されて来ることは当然でありますけれども、金額を減したといふことに対してわれわれはきわめて不満なのであります。そこで角度をかえてお尋ねしますが、融資の形による資金的な供給の面において、今度の計画の通りになつておるのであります。が、大体二十五年年度において開拓に關連いたしまして、政府が直接支出せられようとする予算はどの程度にありましか。開拓の指導費といふような名目で若干あるようでありまして、これは私個人的にこうしたいわゆる計画開墾といふ面に、この金を使われておらないように承知しておるのであります。局長も言はれますように、新規にどん／＼面積を手広く広げて行くというよりは、むしろ現在手をつけておる所を、りつぱな灌漑設備あるいは電化設備とまでは行けないにしても、道路の問題その他既墾地と何らかわらないレベルまで引上げて行くといふ面に、力を注がなければならぬと言はれるのであります。が、そういう面で開拓地に対して向けられる直接的な政府の補助金、その他の名目のものがあろうと思ひます。資金的な融通という形以外の政府が開拓政策の推進のために使おうとする費用は、どのくらい二十五年年度予算に計上されて

食糧を多量に入れるがために、相当国民として大きな血税の負担をされているということが言えるのであります。そういう面を考えるとすれば、われわれは何も自給自給経済というふうな狭い角度から申し上げるのではありませんけれども、こういう開拓政策を推進することによつて、失業救済にもなり人口問題の解決にも資せられるという、国内政策として強力に食糧問題の解決を促進する方策があるにいかかわらず、そういう面をなおざり——と言つて強過ぎるかも知れませんが、消極的な態度をとり、一方輸入食糧の増加によつて、いろいろ現在日本が国際的に置かれてある立場も考えなければならぬことは申すまでもありませんが、現実には国民が大きな負担をされている。純経済的な観点に立ちますならば、むしろ開拓政策というふうなものをとつて充実に、進行させることによつて、この問題の解決、国民負担の軽減をはかるべきが当然の処置だ、かように考えるのであります。

たしまして、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案に、賛成の意を表するものであります。

本案は開拓者資金融通法による農地の開拓者に対しまして、當農資金十億九千五百四十五万円、共同施設資金として九千四百三十五万円、合計十一億八千九百八十万円の貸付を計画いたしました。その額を一般会計から繰入れようという趣旨であります。総額につきましてはいろいろ問題があると思ひます。しかしとにかく現在の段階におきましては、これらの貸付金に借入金なり公債によるというわけには参りません。ドッジ・ラインに従ひまして何としても税金の中から支出しなければならぬという状況であります。またこの金額につきましては、すでに計画されておりましたところに従つて、一応支出されておるわけでありす。なおまた開拓事業そのものに対します公共事業費は、昨年よりもふえておるようなわけでありまして、現在の段階におきましては先ほど政府委員からの御説明もありました通り、まったく不足ではあります。やむを得ないといふことを了承いたしましたのであります。しかし経済が安定いたしましたあかつきには、現在の日本の行くべき道として考えますと、開拓者に対するいろいろの助成の道といふことには、相当力を入れていただかなければならぬ実情にあることも、何人も否定し得ないところでありすので、将来にわたつて相当開拓事業に対する計画の見直しを待たれまして、十分御努力願ひたいのであります。現在の段階におきまして

は、この法律案で一般会計からこの程度の支出をしていただくということにつきまして、われわれは賛成せざるを得ないのであります。以上をもつて私の討論といたします。

それからまた開拓者が旧来の居住しておる居住民の摩擦を受ける点も多々耳にしておりますが、こういう点も政府においてはぜひ力を入れてほしい。

また家畜の資金等についてもぜひ御融通のほどをお願いしたい。こういうことを申し上げてもう少し積極的に開拓事業に力を入れてほしいと思ふのであります。

○川野委員長 宮腰助君。

○川野委員長 竹村奈良一君。

○川野委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

○川野委員長 起立議員。よつて本案

は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次は公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。小山長規君。

○小山委員 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、もはや質疑は出盡したと思ひますので、本案に關しましては質疑を打ち切りまして、ただちに討論、採決に入られんことを希望いたします。

○川野委員長 小山君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がありませんから、これより本案を議題として討論、採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。田中織之進君。

○田中(織)委員 私は社会党を代表いたしましたして、本案に強い希望意見を付しまして賛成するものであります。

十一にわたる公団その他の政府機関の経理に対する政府としての統制を行つたために、昨年本法案が制定せられたのであります。当時もわれわれはこれはいわゆる純然たる官庁機関ではないけれども、きわめてそれと密接な関係にあり、また国民の納めざる税金その他によつてまかなわれる部分が多いのでありますから、そういう意味では、これは当然国会に予算、決算ともに出すことが至当であるといふことから、われわれ賛成したものであります。本改正案に盛り込まれておりますのは、新たにできます国民住宅金融公庫並びに船舶処理委員会の会計に關しましても、その予算、決算ともに国会

の議決を要することを必要とする、この法律の適用の範囲に入れようといふことでございまして、その意味においてこれに賛成の意を表するものであります。しかしながらこの数日來の本委員会におきまして、この法律の適用を受けております食糧配給公団の予算をめぐりまして、各委員諸君の間に連日におわたつて質疑応答が行われておることによつても明らかになりました、公団の経理の内容につきましては、これはひとりと食糧配給公団のみならず、相当われわれが追究しなければならぬ問題があると思ひます。

次に今回の食糧配給公団の国会に提出せられた予算の中においても、きわめてずさんなものであるのがあります。そういうようなずさんなものを国会に出されては、別に国会としては政府機関のように手足を持つておられない関係から、またともすれば議会における多数党によりまして、十分の審議ができないままに、その案件についてのわれわれの態度を決定しなければならぬといふことに相なります。せっかく議會を通すという形にはこの法律でなつたものの、議會を通つた形ではわれわれ国会議員は責任を負わなければならないにもかかわらず、實際にはわれわれが責任を負えないような問題が発生する危険性がなしとしないといふところではなくて、ありと見られるのであります。われわれはそういう意味におきまして、本法案によつて規制せられるところのこれら政府機関の予算及び決算等の作成及び執行にあたりましては、政府は十分責任を負わなければならないと思ひます。同様なことは、大体内閣の方針で公

団等も逐次廃止せられて行くような形になるのであります。今申しましたような点における十分なる注意と監督を欠きますならば、どうせ廃止されるのだからといふことで、いいかげんな形で赤字をこしらえて、それをまた国民の血税によつてしりぬぐひしなればならぬといふはめになるのであります。そういうことはわれわれ国民としては絶対に耐えられないことであります。特に国民の負託に基いてそういう点を監視する立場に置かれておる国会の責任は、きわめて重大といわなければならぬのであります。本法の運用にあたりまして、以上申し述べましたような諸点につきまして、政府が十分留意すると同時に、監督は嚴重にやるけれども、またいろいろ仕事の分量もだん／＼多くなつて参るにもかかわらず、政府が一般公務員と同様に、これらの関係機関の職員を低賃金でくづけることによつて、ますますこれらの機関の経理内容が非能率的なものになるといふ傾向にありますので、十分監督を嚴重にしていだく、同時に、これらの関係機関に働く者が十分その能率を發揮して、国家国民全体のために奉仕できるような待遇改善について、政府は特に考慮を拂わなければならぬ。これはまつたく不生産的な仕事をやつておるといふ部類ではないのであります。ある意味から見れば、これは官庁会計というやうなわけで縛られないところの一つの経営体となしておるのであります。その点においてこれは公務員と同様に断ずるといふやうなことが、たとへば食糧公団における一度使いました包装材料の集荷のために、六億何がしという莫大な費

用をかけなければならぬということになるのであります。そういう面における費用があるならば、むしろ関係公団の職員の待遇をよくすれば、もつと能率的に行くとわれわれは確信いたしますので、特にこれらの運用上の点について政府の嚴重なる注意を喚起いたしまして、本案に賛成するものであります。

○川野委員長 前尾繁三郎君。

○前尾委員 ただいま議題となりました公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、私は民主自由党を代表いたしますして賛成の意を表するものであります。

ただいま社会党の田中君からいろいろお話がありました公団の予算に關しましては、従来予算として出されなかつたものが最近に出された。これは一つの大きな進歩であります。従つてまだふなれたためにならうまく運用されてないものやむを得ないとは思ひますが、とにかく一部に疑惑の目をもつて見られておるといふことについては、相当政府としても注意していただかなければならぬことだと思ひます。ただいまお話ではあります。たが、政府も十分その点は御注意願ひたいのであります。ただ私はこの法案につきましては、第一には、住宅金融公庫と船舶管理委員会が設置された場合に、当然その適用を受けることであるので、当然のことです。手続を改正の第二点につきまして、手続を明確にしよといふのであります。またこれまた当然の措置であります。また第三点に關しまして、予算の執行に關しまして新たに支出負担行為及び支

拂ひの計画について、統制を行おうといふわけでありまして、きわめて適切な改正だと考へる次第であります。従つて私はこの改正案に對しましては、満腔の賛意を表する次第であります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主黨を代表しまして本案に賛成するものであります。

この公団の問題については、一昨々以來奥村委員よりも再三追究されておる通り、非常に疑点のある問題がたくさん現われて参るのであります。この疑点の現われるところは結局運営のやり方がまずいのではないか、こういう誤解を持つて参るのであります。そういう意味からこの公団の経理なり決算なりに十分御留意願ひたい。今度できる住宅金融公庫並びに船舶管理委員会の問題でも同様であります。国民が今非常な税政勢に追われまして非常に困つて居る際に、こういうやうな公団が赤字を出したために、これに一般會計から繰入れるということがとき／＼起る危険がありますので、十分この内容を検討しまして、ぜひ国民の誤解の起らないやうな経営の仕方を行つてほしい、こういう希望条件をつけまして賛成いたします。

○川野委員長 竹村奈良一君。

○竹村委員 私は日本共産黨を代表いたします。本案に賛成するものであります。ただ一点だけ申し上げておきたいことは、大體公団の経理等につきましては、非常に国民が疑惑を持つておるのであります。これはもう済んだことではありますけれども、薪炭特別會計におけるあの赤字の問題、あれは薪炭特別會計が廃止されるといふとき

の中心であります。たとえは現在食糧の公団に対する方面につきましても、いろいろ問題になつておりますが、ともかくもこういうふうにして議會に予算、決算を出して来るというだけで、議會が通ればそれでいいというようなわけではないのであります。がゆえに、特にこのいう点につきましては政府においても責任を持つて、もし公団等が解散される場合に、突然国民のあまりあずかり知らぬ間に、莫大な赤字が出て来るというようなことのないよう

に、特に注意されんことを希望いたしました。これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願います。

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なおこの際お諮りしたいことがございます。それは委員会報告書作成の件についてでありますが、本委員会におきましては付託される議案が数多いので、委員会報告書作成の件について一々委員会に諮るといふ煩を避けるため、この際一括して、今後の委員会報告書作成につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、この点御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○川野委員長 御異議がないようでご
さいますので、さよう決定いたしま
す。

○川野委員長 次にアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案を議題として質疑に入ります。

○田中(總)委員 その問題に対する質疑に入ります前に、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案について、政府から出されました資料のうちで、寒冷地手当と石炭手当の問題につきまして、緊急に大蔵当局にただしておきたい点がありますので、その点の質疑をお許し願いたいと思います。

○川野委員長 それは後日にして、本案に対する質疑をお願いしたいと思います。

○田中(織委員) それではその質疑が
終りましてから、本日、あとでそれを
許してもらいたいと思います。
○川野委員長 三宅則義君。
○三宅(則)委員 私はアルコール専売

事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案につきまして、御質問いたしたいと思っております。

このアルコールはわが国の酒類におきましても相当重要な地位を占めていると思いますが、これが實際どういふ状況にありますか、大要を承りまして、さらに質問を進展して行きたいと思ひます。

○長村政府委員 現在いわゆる専売アルコールとして製造されておりますアルコールの数量は、二十四年度といたしましておおむね三万二千キロリツ

ざいます。民間の工場といたしまして専らアルコールを生産しております工場は總計九つでございます。この政府の十三の工場と民間の九つの工場と合

せまして、ただいま専売用のアルコールを生産しているわけでございます。先ほど申し上げました生産量のうち、用途別に申し上げますと、これは概数でございますが、合成酒その他の酒をつくります酒類の原料として振り向けられますものが、おおむね九千キロばかりでございます。それから各種の工業用の原料といたしまして振り向けられますものが概数一万八千キロばかりでございます。そのほか、御承知のようにガソリン等の液体燃料がきわめ

てきゆうくつになつて参りましたので、一部を液体燃料用として消費することが必要と考えまして、昭和二十四年度といたしましては、まず五千キロばかりこの方面に向ける計画をいたし

ているわけでございます。大口の用途として特に申し上げますのは以上のようなものでございます。

○三宅(則)委員 この専売アルコールを拂下げいたしますにつきましては、これがどういう経過になつておりますか。たまにはいろいろふかしぎな点があるということも聞いておりますので、この点について御当局の御答弁を

承りたいと思います。

○長村政府委員　ただいま申し上げました十三の国営工場のうち、若干のものを残しまして、他は民間から強い御

ましたようなことでございまして、なお今日の状況では、これはあるいは工業原料用といたしまして、あるいは酒類の原料用といたしまして、非常に重

要な用途を持つております工業生産物でございします。しかしながら従前十二の工場を経営いたしまして、アルコールを生産いたしてございました時代と今日とは、経済事情その他もよほど違つておりますので、今日の情勢からいいますならば、民間から強い希望がございました場合におきましては、これを、相当数民間経営に移しまして、さうつかえないのではないかと考えているわけでございます。しかればどの工場を残し、どの工場を民間に移すかとい

う点でございますが、この点につきま
しては、まだ具体的にどれくどの工場
を民間に移す、あるいは残すというこ
とは確定いたしておりません。またこ
の民間拂下げの具体的は持運び方等に

つきましても、ただいま関係当局あるいは国税庁あるいは大蔵省の管財局その他の関係当局とも、いろいろお打合

せをいたしておる次第でございます。
○三宅(則)委員 アルコールを民間に
拂い下げるといふこともよく承つたの
であります。この価格、数量等につ
いてどういふような上昇になつており
ますか。これに対しまする価格の受拂

い等について構想がありましたら承りたいと思います。

○長村政府委員　ただいまの御質問は民間に拂い下げましたあとの問題です。

という事でございますか。

○三宅(則)委員 アルコールをおつくりになつて市場にお出しになつたり、あるいは工業用品として出したり、

るいは合成酒として出したりいたし
す。そういうことについて、金銭の授
受、貸借いろ／＼あるはずだと思ひ
す。その点を承りたい。

○長村政府委員 アルコールは御承知
の通り今専売品になっておりまする
で、専売価格及び收納価格を定めま
す。民間工場で生産されますものは
ちからで一ぺん専売品として買い受
け、またこちらから受渡しおるわけ
でございます。そのこまかい数字につ
いては説明員から説明を申し上げます。

○三宅(則)委員 もちろん現実にははからぬかもしれませんが、大体この資料も一応委員にお配りくださるといつこうだと思いますが、いかがでしょうか。

○長村政府委員　今の受拂いにつきま
しての金銭出納等の数字は、今ここで
資料として持つておりませんので、後

ほど申し上げることにいたしましたと思
います。

○三宅(則)委員　もう二、三点あるの
ですが、アルコールの原料の購入に対
する事情はここに書いてあるわけでも
ありますが、これらについて、いわゆる

アルコールの原料を製造いたしまするものとの間の状況を、もう少し詳しくお話願いたいと思います。

コールの原料としては、北海道においてはばれいしが主になつております。それから内地におきましては大部分がかんしよでございます。それからこれはごく一部分でございますけれど

も、輸入いたします糖蜜を使用してお入し手続によつて輸入したものを使用するわけでございます。かんしよ及びばれいしよについては、御承知の通り主として統制されておるものでございすので、御承知の公団から国営工場において買入れまして、そうしてつづけておるわけでありす。

○三宅(則)委員 農村におきましてかんしよの購入をある程度まで制限するといふことを聞いておりますが、今政府といたしましてはどの計画でもつて三十五年度やられる計画でありますか。ちよつと承りたい。

○長村政府委員 二十五年度の生産用としては、大体内工場で次に申し上げるようなことを考えております。生かんしよとしておおよそ千七百万貫、それからほしかんしよ、つまり生かんしよの切ばしでございますが、これが千九百万貫、合せて三千六百万貫になります。それから先ほど申しました民間経営の工場につきましては、生かんしよとして千七百万貫、それからほしかんしよとして六百万貫、合せて二千三百万貫、先ほど申しました国営工場の三千六百万貫と合計いたしますと、五千九百万貫という数字になります。

○三宅(則)委員 あまり長くなるといけませんが一、二点伺います。アルコールを液体燃料等に利用する場合があると考えております。これについて相当改良せられた点もあらうかと思ひますが、これについての技術的方面の構想を承れますれば光栄であると思ひます。

○長村政府委員 先ほど申しましたように、本年度はおおよそ五千キロのものを液体燃料として消費する予定でありました。これは御承知の通りガソリンと比較しますと、いわゆる燃料としての効率が二割前後悪いと思うのであります。が、むしろ問題はただいま申しましたような点よりも、価格の問題にいろいろあるのではないかと思ひます。技術的にさらに液体燃料として専売アルコールあるいは無水アルコールというものを改善する余地もあらうかと思ひますが、特に液体燃料用としてアルコールの技術的改善と申します点につきましては、今日でも相当の点に行つておりますので、むしろこれについてまた使用する面の基本的問題もあらうかと思ひます。

うに、本年度はおおよそ五千キロのものを液体燃料として消費する予定でありました。これは御承知の通りガソリンと比較しますと、いわゆる燃料としての効率が二割前後悪いと思うのであります。が、むしろ問題はただいま申しましたような点よりも、価格の問題にいろいろあるのではないかと思ひます。技術的にさらに液体燃料として専売アルコールあるいは無水アルコールというものを改善する余地もあらうかと思ひますが、特に液体燃料用としてアルコールの技術的改善と申します点につきましては、今日でも相当の点に行つておりますので、むしろこれについてまた使用する面の基本的問題もあらうかと思ひます。

○三宅(則)委員 私どもはいわゆる液体燃料としてガソリンが必要であることはもちろんでありますが、このガソリンにかわるわが国の液体燃料としては相当アルコールというものを精製して、こゝろのうちにガソリンにかわるような性能がありはしないかと思つておるものであります。もちろん私は科学者ではありませんからわかりませんが、これらに対しては政府として相当研究を進めて、液体燃料としてガソリンに類するようなものができるのではないかとと思つておるのですが、この方策について政府はどうお考えになつておるか承りたい。

○長村政府委員 ただいま申しましたように、私どもとしても液体燃料用としてのアルコールには一番重点を置いております。従ひまして燃える方のアルコール自身としての改善につきましても努力しておりますが、同時にまた先ほど申しましたように、これを使う

場合のエンジン自身のそれに適応するような装置その他の方法をもつて、こゝろのうちに燃える方もさらに積極的な考えをもつて努力したい、かように考えております。

○三宅(則)委員 私が今通産当局に言つておるのは間違つておるかもしれませんが、おおよそ役所には相当な自動車と考へておられますが、役所の局長や課長は往復は自動車、われ／＼国会議員はタクシーだ。(笑)こゝろの面から考へまして民間にも相当ガソリンを出す、もしガソリンを出さなければ、これに代用するところの液体燃料を出す、こゝろのうちに方策を講ずることが通産行政もしくは大蔵行政としても必要であらうと思ひますが、この辺に關する御構想はないかどうか承つておきたい。

○長村政府委員 ただいまの御意見見はその通りでありまして、私どもも一般に液体燃料としてのアルコールをできるだけ使つていたがたいと思つております。その意味で先ほど申した五千キロといふものを液体燃料として売り出しております。来年はこれ以上の数量を供給したいと考えております。

○三宅(則)委員 もう一点伺います。私は少くとも今日われ／＼が國家に貢献したい、また立法院に参画する以上は、今の役所の自動車を半分減らして、半分は国会にまわしたらどうかと思ふ。これに対する通産当局の御構想を承りたい。

○石原(周)政府委員 ただいま官庁の持つております車は半分国会へまわせといふお話であります。これは予算を組みまして、また近く来年度予算

を組む時期があると思ひますから、そういう際において一つの問題として考へてみたいと思つております。

○三宅(則)委員 一つの問題じゃなく、もつと能率を上げて国会議員も、行政官庁である政府の役人も、やはりお互いに國民を思い、國家の行政の運用に貢献するのでありますから、この二十六年度にはぜひさうした構想を石原次長も構想の中に入れておいて、真剣に研究いたされんことを期待いたします次第であります。

○西村(直)委員 簡単に次長にお聞きしておきたいと思ひますのは、実は先ほどのアルコール工場の拂下げの問題でございます。これを政府委員の御説明によつて伺いますと、民間業者の熱心な声によつて、こゝろおつしやるのであります。が、はたしてさうであるのか、あるいは政府がさういふ方針を立てになつたかどうか、その辺をはつきりさせていたがたい。

○長村政府委員 私の申し上げ方が多少不行届であつたかもしれませんが、民間から特に拂下げという強い希望がありましたので、政府がかような方針を確立したという意味ではないのであります。政府として今日の情勢から見ますならば、ある程度の工場拂下げは行つた方がよろしかろう、かように存じておるわけでありす。ただそれにつきましてお受けくださる方の御熱望があつた場合拂下げたい、こゝろのうちにあります。

○西村(直)委員 十三工場とおつしやいましたが、今は時間もないと思ひますから、あらためて資料で具体的に事業能力や従業員数を確実にいただきましたと思ひます。

それから次に拂下げの方針につきまして、いま少し私は政府の具体的な責任のある御答弁をお願いしたいのであります。が、本日時間もないのでこれは留保いたしておいてつづてでありすけれども、問題はいろいろ業界が動いておるうちに聞いております。その間におもしろからぬうわさも聞いておる。もちろんこれはうわさであらうと思ふ。しかしながらこゝろいつたものにつぎましてはいろいろ疑惑を生みやすいと思ひます。また遂に今度は従業員の方で相当これに關心を持つて大きく動いておる。また一部にはこれを煽動する者がある。私は政府の固有財産といふような大きなものを拂下げの場合においては、国会に十分なその意思の浸透をはかり、かりに執行機關であらまいである場合には、時の政府において非常な責任をとらなければならぬ問題だと思ふ。従つてアルコール工場の拂下げの問題につきましては、後日時間を十分にとつて、政務次官あるいは局長あるいは大臣から、十分なる説明を承りたいといふことで留保しておきます。

○小山委員 私も拂下げの問題をお伺ひしたいのであります。ただいまの御答弁によるとまだ具体的にきまつていないといふお話であります。どこがこゝろに出ておられますところの作業資産及び固定資産において、一億四千三百万円の見込みである。この見込みといふのはこの工場売却の見込みではないのであります。

○石原(周)政府委員 工場売却の見込みではございませんので、これは先ほど化学局長から申し上げましたように、原料はいもをもつてつくつておるので

ありますが、従来はものの統制がございまして、ほんかんしよを年度の終ります以前においてまとめて相当買つておきまして、ストックを持つておつたわけでありまして、それが今度いもの統制がなくなりまして関係上、臨時必要なときに買うことになりましたので、そのために持越しのストックが減じた、それだけであります。

○小山委員 固定資産と書いてありますが……

○石原(周)政府委員 固定資産及び作業資産と書いてあるかと思ひました。固定資産は更に増加をいたすのであります、その数字を今ちよつと申します。固定資産の方は三千七百四十四千増加いたしました。作業資産の方は一億七千四百七十七万三千円でありまして、差引一億四千三百万円というものが減少したことに相なりまして。

○小山委員 先ほど伺いました専売アルコールの売却の内容を承つておりますと、約三割が酒類の方にまわつておる。そして民間会社も相当酒類をつくつておるのではありませんか、酒類の方にまわして民衆を圧迫しておるといふ実態はございませんか。それともこれは民間で足りないから専売アルコールからまわしたのでありますか。

○長村政府委員 先ほど申しましたように、工場が民間に移る等の関係から、民間がふえますれば自然この分は減つて参るということになります。

○小山委員 それから今度別の面で見ます。糖蜜の輸入量については開かなくなつたのであります、実はかんしよの統制撤廃にあたりまして、農村では専売アルコールに対するかんしよの売れ行きがどうであらうかということ、は、相当関心事なのであります。それで糖蜜による燃料アルコールをつくつた場合と、かんしよによつてつくつた場合との間の採算はどのように違つておりますか。

○長村政府委員 先ほど申しましたように、二十四年度におきましては糖蜜を使つておりました。三千トンばかりでございます。これはかんしよを使ひました場合よりもコストの面ではかなり切り下げ得るものでございまして、二十五年度におきましては糖蜜は使用する計画を持つておりません。いろいろな事情から二十五年度は、全部先ほど申しましたさつまいもあるいはばれいしよをもつてアルコールをつくつる、かように考えております。

○田中(鐵)委員 かんしよの統制撤廃とアルコールとの関係につきましましては、ただいま小山委員から質問のありましたように、農村としては非常に關心を持つておるのであります。ここに於ておきましますように作業資産の面における一億七千万円の減を見込んでおるというところであります、ほんかんしよは多少の貯蔵がきまします、政府の方での買上げが二十五年度大体四億万貫とわれ／＼聞いておるのであります、かんしよの統制が二十五年度四

億万貫を除いたあとは、いわば自由に売買されるような形になるのであります。そういう段階に入りましてはアルコールの専売は継続される方針であるかどうか。

○長村政府委員 原料でございまして、類の統制の関係はまつたかわつて参るわけでございますが、アルコールの専売につきましては、今日のところはただちにこれを廃止する考えは持つておりません。これはいましばらく諸般の情勢を見まして、また検討したいと思つております。

○田中(鐵)委員 そういたしますと、確かにアルコール専売の方でも相当の益金をおいておるのでありますから、財政需要の点から見てもそうであると思つておられますが、そういう建前から申しますと、先ほど西村委員からも指摘されましたように、政府の直営の十三工場の幾つかは知りませんが、民間に拂ひ下げるといふ問題は、民間に拂ひ下げるといふ問題は、わかれ／＼どももびつたりしない問題で、むしろ矛盾する問題ではないかと思つて、政府の工場の拂下げについて運動と申しますか、相当行われておるともわれ／＼聞いておるので、その面からアルコール専売の当局である通産省の出方を、実はわれ／＼見守つておるわけでありまして、これは申し上げるまでもなくわかりきつたことでありますけれども、九州あるいは関東においで山県等においてもかんしよをつくる以外には、ほかの作物をつくれないう地帯があるわけですから、そこで食糧としてのかんしよの買上げといふものが非常に少なくなつて参り、あとはアル

○長村政府委員 原料でございまして、類の統制の関係はまつたかわつて参るわけでございますが、アルコールの専売につきましては、今日のところはただちにこれを廃止する考えは持つておりません。これはいましばらく諸般の情勢を見まして、また検討したいと思つております。

○長村政府委員 アルコール全体の需要をいましては、たとえば酒類原料のアルコールにいたしましては、これまた結局大衆消費の酒に対する有効需要等の関係から、この面のアルコールの需要もふえて参るといふことも私は考えられると思ひます。また燃料用といたしましては、先ほど御指摘もございまして、液体燃料用としてアルコールは、私どもの方もむしろこれをなるべく使つていただくという方向にもつて参りたいと思ひますので、この方面の需要もあらうかと思ひます。同様にまた工業用の原料といたしまして、あるいはセルロイドに入れますアルコールであるとか、医療、医薬品に入れますアルコールでありますとか、自然この方面の工業品の需要の増加に伴ひまして、需要の方はふえて参るものと思ひます。ただこれは将来を予測することとございまして、いまにわかに予断は許されせんけれども、またアルコール自身も、かりに将来貿易関係が自由な態勢になつて参りました場合に、外から入つて参るといふこともやはり考えなければならぬ。この辺の需給のにらみ合せといふことは、かなりむずかしい問題もあると思ひますが、国内生産のアルコールといたしましては、その需要の面から見まして、二十五年度以降は今日以上に、生産を全体といたしましてふやして参りたいという考えであります。

○田中(鐵)委員 これはお聞きするまでもないことだと思つておりますが、民間工場でのアルコール、これは主として酒類原料用のものだと思うのであります、これは当然やはり専売になります関係から、一旦收納いたしまして、さらにそれを拂ひ下げるといふ形になつておるのですか。

○長村政府委員 こまかく申しますと、アルコール中で九十度以上のアルコールが専売用になつております。それ以下のもは専売の対象となつておりませんので、ひとしくアルコールと申しましては、私が先ほど申しましたのは専売用のアルコールで、酒類に使いますものも九十度になりませんものは、専売に入れて出すという操作はいたしておりません。九十度以上のものは一ぺん入れて、それから出してお

○田中(鐵)委員 民間工場で、従来相当西方面においても、醸造関係の設備で遊休になつておるものがありまして、食糧事情からいゆる酒の醸造がストップされている関係から、たとえは京都の伏見にいたしまして、あるいは西宮、難波方面の関係におきまして、ただちにアルコールの製造に振り

向けられるような過剰設備が相当ある
と思う。そういう面にもこのアルコー
ルに対する需要が高まつて参るよう
な施策を講じていただきまするなら
ば、そういう面においても、過剰能力
を全部アルコール生産に振り向けても
らうことによつて、農村におけるい
の消費を促進できるかとも思うのであ
ります。そういう点から先ほど大体二
十四年度、二十五年年度において、若干
の増加が需要の面において期待される
という程度のごときでございますが、特
に通産当局といたしまして、さらにア
ルコールの工業的な用途の拡大のため
に努力を願つて、同時にこれは相當の
益金も上げておる關係がありまするの
で、われ／＼は事業態勢をむしろ強化
して行くという線にもつて行つていた
だきたいと、実はこう考へておるもの
であります。そこで石原主計局長に
もう一度伺ひたいんですが、この固
定資産の方はむしろ三千万円ほどふえ
て、作業資産の方でいわゆるいもの統
制状況の変化によつて、持越しスロッ
クの減少の關係から、差引いたしまし
て一億四千三百萬円の減少になるとい
う御説明でございます。私も統制事情
が激変して参つたということとは、これ
を認めざるを得ないのでありますが、
そうかといつて、いもの貯蔵關係その
他の点から申しまして、年に何べん
もできるものではございませんので、
はたして一億七千万円からの、いわゆ
る持越しスロックの減によるところの
作業資産の減少というものが起り得る
か、どうかということに多大の疑問を
持つのです。実は先ほど局長から御説
明があつて、まだはつきりはいたしま
せんけれども、やはり政府工場の拂下

げを見込んでゐるから、こういう關係
のものが従つて見込まれて来るのでは
ないかと思ふのですが、その点重ねて
ひとつ石原さんにお伺ひいたします。
○石原(周)政府委員 あるいはお尋ね
の点は通産省の方から表をもつてお出
し申し上げたら、一番御納得が行くか
と思ひます。すなわち各工場別の生産
量がどうなつてゐるか、その原料の持
越しはどうなつてゐるかという表をも
つて申し上げた方がよいと思ひますけ
れども、先ほど申し上げたことは結論
においては間違つておりませんので、
筋道はこういう筋道だというふうに考
へておきます。それは従来統制商品で
ござりましたので、はしかんしよであ
りますが、割当がありますると、アル
コールとしてはこれを引取らざるを得
なかつたのではないかと考へます。従
いまして冬早々の一月以降におきまし
て、生いもの食ひつきまするまでの期間
に、はしいものストックを相當持ち
越しておつて、それを今度は別に割当
もないわけでございますから、従つて
いわば義務的に先走つて引取るという
必要もないので、ちよつと今数字でも
つて見ますと、二十四年度は二百萬
貫の持越しのほしかんしよがありまし
たのが、百万貫の持越しになるわけ
であります。それは今御指摘のような生
産数量が減つたということではござい
ませんので、引続きまた再来年の四月
にそのほしいものを買つて参りまし
て、生産は同じ規模で続けても大丈夫
のような筋合ひであります。こういう
ことは宙に申し上げるよりは、数字の
表を差上げて申し上げた方がわかりや
すいかと思ひますが、趣旨はそういう
ことであります。

○田中(綱)委員 これはひとつ資料を
出していただくように私からもお願い
したいのでありますが、なお二、三
点……
○川野委員長 実はあなたの質問が食
管の方であれば、この法案に対する
質疑は資料を後日出してもらつて、そ
の結果後日されたらいかかと思ひま
す。
○田中(綱)委員 それでもけつこうで
す。
○川野委員長 それではアルコール專
売事業特別会計から一般会計への納付
の特例に関する法律案に対する質疑は
後日に譲りまして、食糧管理特別会計
の歳入不足を補ふるための一般会
計からする繰入金に関する法律案を議
題として、質疑を続行いたします。田
中(綱)委員 君。
○田中(綱)委員 先ほど申し上げまし
た食糧管理特別会計に関する法律案に關連
した問題であります。この問題につ
いての本筋の質問は、月曜日に開かれま
す委員会でしたらと思ひますが、
たゞ／＼公団の特別会計關係で出て参
りました資料に、寒冷地手当と石炭手
当の数字が出ておるのであります。そ
れによりまして、二十五年年度の石炭手
当は二千五百円の計算になつておりま
すが、われ／＼の手元にある資料で
は、二十四年度は二千七百円になつて
おるのであります。二十五年年度にお
いてこれを二千五百円に下げられた根拠
を御説明願ひたいと思ひます。
○石原(周)政府委員 ただいまの田中
委員の御質問の石炭手当の本年度予算
におきまする單価であります。御指
摘のように、本年度は世帯主一人当り

二千五百円という單価で組んでおりま
す。その趣旨は、二十四年度の石炭手
当のときに申し上げたこととございま
すが、二十四年度の今おししやいまし
た二千七百円という数字はこういうこ
とであります。昨年九月十六日をもち
まして、従来の石炭配給統制が撤廃を
されたのであります。実は二千七百円
という單価は、昨年の單価の平均であ
つたのであります。統制撤廃前におき
ます單価と統制撤廃後におきまする
單価の加重平均、すなわち夏分九月十
六日以前におきまして半分を配給し、
九月十六日以後において半分を配給し
た。前の單価が二千九百円、後の單価
が二千五百円、そこに差額が四百円は
どあつたのでございします。従来配炭公
団におきましては、全国にわたり價格
のプール操作を行つたのであります。
従いまして北海道のような産地の價格
はある程度割高であつたわけでありま
す。それが統制が撤廃せられますと、
プール勘定におきましてプラスを生じ
ておりました分、すなわち北海道がほ
かの地域に貢献をしておりました分だ
けはなくなるわけでありました。私も
二千九百円を二千五百円に下げたの
は、大体その数字を差引きました二千
五百と見たわけでありました。その両者
の平均が二千七百円、今田中委員御指
摘の二十五年年度の石炭手当の單価であ
りますが、二十五年年度におきまして
は、二十四年度下期以降、すなわち石
炭の配給統制撤廃以降におきまする單
価が、そのまま引継がれるというよう
に考へまして、二千五百円という單価
に相なつてゐるわけでありました。
○田中(綱)委員 非常に異なることを承
つたのであります。去年の九月の石炭

統制撤廃後、従つて九月以降に入つた
半分は二千五百円というのですが、そ
の二千五百円はどこの会社の販売値段
ですか。
○石原(周)政府委員 先ほど炭の規格
を申し上げるのを忘れましたが、これ
は九州、北海道の八級炭、すなわち五
千二百カロリーのものをベースとして
おります。これは塊炭、粉炭、切込み
の三つの構成からなるわけ、塊炭が
四五%、粉炭が四〇%、切込み一五%の
加重平均をしたもので、この五千二百
カロリーの八級炭の塊切込みの割合
は、昭和二十四年度第四・四半期にお
ける配炭公団の室房用のわくがござい
ますので、その荷渡し実績を基礎とし
て算出したものであります。二千九百
円というのは、配炭公団の價格がござ
いました当時の五千二百カロリーの、
塊切込みが今申し上げました割合の
場合における價格であります。二千五
百円というのは、それからプール關係
の諸経費を除いた金額であります。
○田中(綱)委員 昭和二十四年法律第
二百号で、国家公務員に対する寒冷地
手当及び石炭手当の支給に関する法律
が施行されたのであります。この法
律では、北海道のごとき寒冷地に居住
する公務員に対して、三トンまでの石
炭を支給するといふように、石炭の數
量が示されておるのであります。その
後のこの法律に基き價格は二千七百円と
されたのであります。ところが私の手
元に参つておる函館のヒシュー石炭販
売株式会社の一月一日以降の販売價格
は、一番安い美唄の五千三百カロリー
の二等粉炭が三千二百円ということに
相なつております。カロリーの六千八
百の別の塊炭は、五千四百円という

ことに相なつておるのであります。し
かるに支給規定によりますと、ちやんと
小売販売価格といふことに相なつて
いると思ふのであります。そういう点
から見まして、政府みずから法律なり
規則なりに基いて規定した二千九百円
とか二千五百円という金額との間に、
大きな隔たりがあると思ふのです。こ
の点いかがですか。

○石原(周)政府委員 先ほど二千九百
円、二千五百円と御説明申し上げまし
たが、それは五千二百カロリーの規格
のもの、公団の積地における価格、い
わば公団で積みます価格で、公団を離
れます価格は二千六百六十九円であ
ります。それに対して道内の貯炭場
までの運賃諸掛りと消費者までの運送
費を加へまして、庭先小売価格二千八
百九十四円といふ数字を出したのであ
ります。従ひまして、先ほど申し上げ
ました二千九百、二千五百といふ数字
は、公団の庭先価格の意味で申し上げ
たのであります。

次に実績の問題であります。実は
私どもの方から北海道の財務部に照会
をいたしておりました。若干の回答を
得ておりますが、いろいろな数字がご
ざいます。今田中委員のおつしやつた
のは五千二百カロリーの、ちやうどよ
いカロリーの数があつたといふのであ
りますが、非常に少ないのでございま
して、五千二百カロリーのものが一例
でございます。それは札幌石炭炭販株式
会社といふものの例ですが、二千六百
九十三円といふ数字が出ております。
決してこの数字が非常に正しいといふ
ことを申し上げるつもりはないのであ
りまして、北海道から私どものとりま
した数字も非常にでございまして、

て、銘柄にもよりまして、配分に
もよりまして、名前の売れ方にも
よりまして、いろいろな点で、
自由価格に復歸してまだ日が非常に浅
うございまして、個々の商いが違つ
ているといふようなものが主である
と思ひますので、大体五千二百カロ
リが幾らぐらゐになるかといふことを申
すことは非常にむづかしい。しかしな
がら大体におきまして、実は北海道では
昨年の暮れあたりは、相当に石炭の品
がすれ状態を生じたような事実があり
ます。御承知のように昨年の十二月
は、三百三十万トンの出炭に対して三
百五十万トンの引取りがあつたわけ
でありますから、全体として相当品がす
れの状態になつております。でありま
すから一般の市場の相場としては、強
いものであつたといふことは、想
像にたかたかたないのであります。私
どもここに持つておりますのは二千六
百九十何円といふ数字が出ております
が、それが正しいかどうかといふこと
は相当疑問があるのであります。ただ
来年度の問題をいたしまして、本年度
は実はこういう点を考えなければいか
ぬかと考えております。それは配炭公
団がやめまします直前におきまして、御承
知のように山は相当配炭公団に石炭を
売つております。われわれは最初配炭
公団をやめましますときに、おそらく四百
万トンぐらゐのストックで済むじやな
いかと考へましたが、実は五百万トン
を越えるといふような状態でありまし
て、配炭公団をやめまします直前にお
いて、相当多くの石炭を賣つております。山
をすつからかんにしてしまつて配炭公
団に賣つてゐる。従つて配炭公団が自
分のところにある炭を非常に機敏

に処分をせません限り、ある程度品が
すれの状態になることはやむを得な
かつたかと思ひますが、昨年の年末にか
つては、それはもういふやうな若干異常な
状態が支配しておつたかと思ひます。
なわち二十五年度の需要期に向いまし
て、引續きこういふやうなアブノーマ
ルな状態がその支配するとも考へられ
ませんので、今のところあります材料
はどちらとも申し上げがたい材料が出
ておりますが、二千五百円でけつこう
じやないかと考へております。

もう一つつけ加へておきますが、先
ほどお尋ねのありました法律の点であ
ります。これにはこう書いてありま
す。「世帯主たる職員に対しては三ト
ン、その他の職員に対しては一ト
ン、それぞれ公定小売価格によつて換
算した額に相当する額をこえて支給し
てはならない。現在は公定小売価格と
いふものがなくなつたのでございま
すから、従つてわれわれといひまして
は、その前にございまして公定価格、
先ほど申し上げました二千九百円とい
ふものを基礎にいたしまして、それが
その後どのやうなるかといふことを計算
いたしまして、二千七百円といふ平均
を出しておりました。大体それがこの條
文の解釈として忠実なものであらうと
考へております。

○田中(義)委員 公定の小売価格とい
ふことで、しかも三トンといふことを
示しておるのであります。われわれは
当初四トンを要求したのであります
が、このことについては興党、野党を
問はず、寒冷地選出の議員諸君が、自
分の生活にまつまされた体験から結局話
がまとまりまして、これは政府の方で
積極的にやらなくて、われわれ議員提

出でやりましたものが、関係筋にも了
解が得られて制定されたのでありま
す。問題は従つて石炭で世帯主が三ト
ン、その他一人のものは一トンとい
ふことで数量を示された。だからその数
量の示された。これは金がほしいの
じやない、石炭がほしいのですから、
従つてその石炭が手に入るようにして
やるべきが、この法律のほんとうの立
法者の趣旨なんです。そういう観点か
ら私はいわゆる小売公定価格といふも
のがなくなつたから、昔の小売公定價
格を持つてやるのだといふやうな私
は機械的なやり方はないと思ふ。現実
にあつた方は生きた政治を動かして
るのでありますから、そういう点で現
実にやはり購入できる価格を基礎に置
いてやらなければならぬ。私はそうい
う点から申し上げますならば、かりに二
十四年度の二千七百円のまゝにしてお
きましても、これは金額で支給される
関係からはやむを得ないといひまし
ても、二割の税金がかかります。そう
すると二千七百円のうちに二割税金が
かかると、二千六百四十円しか実際に入
らない。三トンを分してもらつたとい
ふので、現実には一番安いので三千二
百円といふやうな状態でありまします
ならば、結局三トンを分してもらつた中
で、現実に入るのは、一トン半か二ト
ンだ、こういうやうな事例になるので
す。従つて法律にもちやんと書いてあ
るやうに、それは政府がこれに対して
一々現物で支給するのではなくて、そ
れに相当する、それを購入し得る金を
支給することになるのであります。私
はやはり給與に関する法律のほんとう
の立法者の趣旨といふものに即して
考へてやらなければならぬ、かやう

に考へる。同時にこの際申し上げるま
でもないことだと思ひますけれども、
これは確かに人事院の勧告によりま
すと、四級炭ないし八級炭の平均価格
三千三百二十一円九十銭、こういう数
字が示されておるのであります。政
府の方では統制が撤廃されるであらう
といふやうな見込みも入れて、二千七
百円に削られたのであります。現実
にはこの人事院の勧告にありましたよ
うに、三千三百二十一円九十銭をむし
ろ上まわるといふ実際価格でありま
す。現実には二千七百円から二割の税
金を差引かれたものによるならば、三
トンといふ数字は出てくるけれども、
現実には一トン半ないしよく行つて二
トンしか入らないといふやうなことで
は、これでは寒冷地の人たちが、まさ
に羊頭を掲げて肉を売らうやうな政府
の仕打ちに直面するといふやうなこと
に相なると思ふのであります。従つて
これは午前中申し上げましたが、も
ちろんわれわれは国民が納める税金の
中から、必要な支出を檢討しましたも
のを持つて行くわけでありまして、何
も大蔵大臣や主計局長のポケット・
マネーを出せといふのではないのであ
ります。ちやんと法律には三トンとい
ふ現物の数量が書いてあるものであり
ますから、これは実際、北海道その他の
寒冷地における石炭の現実の小売価格
といふものを、少くとも数箇月間にわ
たつて、最小限度数箇月間にわたつ
て調べた上で、私はやはり予算單価と
いふものをほゞ出してやるべきだと思
ふ。その意味においておそらくこれ
はこの法律が制定されたときのいきさ
つから見まして、予算委員会において
国会としては一致した形において、こ

の修正を要求することになるかと思ひますから、その点についてはここで石原さんから返事を伺うこともどうかと思ひますので、ひとつ大蔵委員会においてもこの問題についてこういう意見が出たということを、あなたも大蔵省の首脳部の一人であり、首脳部會議へ持ち帰つて、十分この点は立法者の意思を重んじて、大蔵省關係の國家公務員の諸君も北海道におられるわけであり、あなたたちもひとつ友愛と信義に基いて、この二千五百円の原案を修正して出されるように、御努力をお願いしたいということを強く要望いたしましたので、私の本件に対するこの部分の質問を終ります。

○石原(周)政府委員 税金の点はちよつと誤解のないように申し上げておきますが、税金の点はへりくつを申し上げるようであり、石炭手当は三トンと公定小売価格によつて換算した額に相当する額をこえて、支給してはならないということであり、御指摘のお話の中の税金の問題は、当然このうちから拂うということになつております。そのことだけ申し上げておきます。

○川野委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

〔参 照〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第一七号)に関する報告書
失業保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)に関する報告書

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)に関する報告書
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)に関する報告書

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第二〇号)に関する報告書
公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕